

件名 ：	契約監視委員会（2021年度第2回）
日時 ：	2021年12月21日（火）14:00～16:10
場所 ：	JICA本部6階役員会議室及びMicrosoft Teams会議
委員長 ：	伊藤 邦光 伊藤会計事務所（公認会計士・税理士）
委員 ：	石村 光代 石村公認会計士・税理士事務所（公認会計士・税理士） 木下 誠也 日本大学危機管理学部 教授 遠山 康 遠山康法律事務所（弁護士） 戸川 正人 国際協力機構 監事
JICA ：	植嶋 卓巳 理事 調達・派遣業務部（事務局） 東城 康裕 部長他 総務部審議役、ガバナンス・平和構築部長、他関係部署
議題 ：	1. 変更契約の点検（2020年度） 2. 競争性のない随意契約の点検（2020年度上半期） 3. 2021年度上半期契約実績 4. 一者応札に関する分析

JICA：

これより2021年度第2回契約監視委員会を開催します。2019年度第4回に
対面方式で開催して以来、1年と9カ月オンラインで実施していた契約監視委
員会ですが、本日はようやく委員の皆さまに全員いらしていただき、対面方式
となりました。

本日の議題ですが、4項目ございまして、まず変更契約の点検、2番目に競争
性のない随意契約の点検、3番目に2021年度上半期契約実績の説明、そして4
番目に一者応札に関する分析です。

それでは早速ですが、変更契約の点検、競争性のない随意契約の点検について、
委員長に議事進行をお願いします。

議題 1. 変更契約の点検（2020年度）

委員：

それでは議事に従いまして、まず1つ目の議題について私の方で議事進行を
させていただきます。

1番の変更契約の点検（2020年度）について、お手元の資料に記載がありま
すが、No.1 スーダン国州水公社運営・維持管理能力強化プロジェクトというこ
とで、一度担当部の方からご説明をお願いします。

No.1 スーダン国州水公社運営・維持管理能力強化プロジェクト（第3期）

JICA :

「スーダン国州水公社運営・維持管理能力強化プロジェクト（第3期）」契約に関する変更契約でございます。

この業務は技術協力プロジェクトでございます。専門家の派遣ですとか機材の供与など、そういった協力手段を組み合わせ、相手国の能力強化を図るといふプロジェクトでございます。ソフト的な支援内容ということになります。

契約相手方は地球システム科学、日本テクノ、国際開発センターの3社の共同企業体でございます。当初の契約金額は約1億2900万円でしたが、2020年末までに6回の契約変更を実施しており、現在4億9200万円になっています。契約期間が、当初は2019年2月22日から2020年2月28日まででしたが、その後の変更契約によりまして、2021年11月30日まで延長されています。

業務の概要をご説明します。スーダンは1955年から2005年まで、2度にわたる内戦やダルフルの紛争、南スーダンの独立など、政治的な混乱が続いており、人間開発指数で見ましても、189カ国中170位という、大変脆弱な国になっています。水道事業も州ごとに水公社が設立されて担っているのですが、普及率が46%という低い状態で、この州の水公社の能力も脆弱な状態にあります。

このプロジェクトではカッサラ州、白ナイル州、リバーナイル州という3州をパイロット州としつつ、全国の州水公社を対象として、給水施設の運転・維持管理能力、組織運営、経営管理能力の強化を図るといふプロジェクトです。

具体的には給水施設のモニタリング能力の向上、運転・維持管理の改善、経営管理の改善、顧客とのコミュニケーションの促進、州水公社の間での知見やデータの共有を促進するといった支援を行っています。

次に金額増額の経緯・概要についてです。本日も議論をいただきますのは、2020年度に行われました変更契約でして、第5回及び第6回となります。いずれも新型コロナウイルス対策を中心とした変更契約となっています。

第5回の変更ですが、変更後の契約金額が約2億9千万円、変更契約期間が2021年2月までの延長となっております。これは世界的にコロナウイルスの感染が拡大している中で、既存のプロジェクトの枠組みを通じて追加投入をしながら、現地に行った専門家が日本にいったん退避をしていたのですが、退避した専門家が日本から遠隔指導で協力を行っていく形で、コロナ禍においても迅速な支援を展開しようとした契約変更となっております。

スーダンも感染が拡大し、3カ月以上ロックダウンが行われていました。それによって、州水公社の運営にも大きな影響が生じており、給水活動というのは手洗いをするためにも非常に重要ですので、この州水公社の給水継続を支援しよ

うという活動をしております。そのために、供与機材や、日本から遠隔での研修を行うといった業務を追加しています。

供与機材としては、州水公社の給水活動継続のために、浄水処理に使います薬剤の供与ですとか発電機、漏水の補修機材などの供与を追加しています。

研修としては、水道事業の継続に必要な技術指導を日本から行うということで、8つのテーマの研修を設定して、日本から遠隔で行っております。

次に、第6回の変更についてです。変更後の契約金額は約4億9200万円、契約期間は2021年11月までの延長となっています。

こちらでもコロナウイルスの感染が全く終息しない、長期化している中で、州水公社でも水道料金の収入が減少しまして、経営が悪化していくという困難な状況が見られました。このような状況で水供給、衛生環境の悪化を防ぐために、コロナ対策としての供与機材と活動を追加したものです。

こちらの変更契約では、給水活動を継続するために現地の病院に給水用の設備を設置し、水道管からの漏水を削減するための対策機器を供与するといった支援を追加しています。

それから、手洗いの重要性の周知が引き続き重要ですので、衛生啓発活動などの遠隔研修や、州水公社の水源となっている井戸につきまして、井戸の維持管理手法、漏水対策に関する研修といったものを継続しております。

それから、漏水を削減するためには管路の敷設工事の施工管理を遠隔で指導するということによって、漏水を削減し、ひいては給水できる水量を増やしているという支援をしており、これには管材、水道管の材料の供与、技術指導が含まれております。

最後に、今後の改善点ですけれども、この2020年度の変更契約につきまして、コロナの感染拡大によって現地活動が大きく制限されている中で、日本から遠隔での技術協力を継続する。そして、この案件は水供給が対象ですので、手洗いなどに必要な水供給を、コロナ禍でも絶やさないための緊急支援として行ったものです。つまり、こういう浄水処理に必要な薬剤や必要な機材の調達ですので、コロナ禍という予見できない事態に対応し、JICAが行うべき途上国に対する迅速な支援を行うため、追加投入を行ったものです。非常に特殊なケースであると同時に、緊急性の高い内容であったということでございます。

委員：

コロナが発生したということで、日本から研修等が行われるなどで追加のコストが必要になったことは理解しましたが、もともとそうした内容を現地活動で行う想定だった契約だと思っておりますが、予定が変わり、現地の活動で実際でやらなかった部分で削減できた部分の金額は把握されているのでしょうか。

JICA :

ご指摘のとおり、削減された経費はございまして、具体的には現地に渡航するための航空賃や、現地での宿泊費、日当といった経費は削減になっております。

委員 :

減額になった経費については算出されていますか。渡航費や日当等は勿論だと思いますが、当初予定していた現地活動ができなくなった分の、具体的な減額した経費の総額というのは把握しているのでしょうか。

JICA :

明らかに減額になっているものは変更契約の中にも反映されており、例えば実際に調達を予定していた機材で実際の購入金額が減少した場合、単価が下がった場合には、そういった金額は反映しております。

渡航の経費も、実際にはなかなか渡航できないという状態が続いておりますので、渡航の回数等が変更後は削減になったり、あるいは時期を見直して先送りにしたり、そういった変更を反映する形で契約変更は行っております。

委員 :

いろんな項目で経費が削減になったということで、それを何らかの形で集計して頂いて、把握していただくことがやはり必要なのではないかと思います。

委員 :

変更金額の率が大きかった案件を私は選んだのですが、コロナ禍等のいろいろ特別な事情があって、やむを得ずこういう形で業務が追加になる場合は、一般的に他者でもできる場合は別途契約する場合もあるのですが、その当該受注者以外が行うのは難しいという場合ですと、変更増にするか、あるいは随意契約にするかです。そこで、わざわざ随意契約で別の契約にするのはなかなか手間も時間もかかるので変更契約となり、増額が大きくても変更契約になると思うのですが、その場合、別の契約をする時であれば比較をして、可能な限り合理性をチェックすると思うのですけれども、それと同様な形で、変更後であっても価格の合理性をきっちりチェックするということがしっかりできているのであれば、私は問題ないと思いますが。

JICA :

価格の合理性は確認をしております、根拠となる資料をかなり細かく契約の相手方から提出をしていただいています。その上で、既往の案件での金額を参照するなどして、提案額の妥当性というのは確認をしております。

委員 :

そういったものを組織的にしっかりチェックできる体制になっているのであればいいのだと思いますが、チェックなしに際限なく増額できる形だと、この件に限らずですが心配なので、しっかりしていただきたいという意見です。

委員：

コロナの関係では、今回色々なプロジェクトで予想外のことがたくさん起こっていると思いますし、その対応のために予算の増額も必要になっていると思いますので、落ち着いた段階でもう一度見直しをされて、緊急事態、異常事態が発生したこと、当然今回もそういった統一された方針に基づいて動かれていると思うのですが、そういった点を委員の方でも気にしているということで、お願いしたいと思っております。

JICA：

一言だけご説明します。今回通常考えられないような予期し得ない事態が起きたということです。増額する際も 25%程度に抑えるというガイドラインは持っております。ただ、事情に応じてどうしてもそれを超えてしまう場合もありますので、調達・派遣業務部の方で原課（事業主管部）が立てた見積もりをもう一度チェックして、数量や単価の適切性を担保し、確認する仕組みを取っております。実際は過剰と思われるぐらいやっており、逆に時間がかかると言われてしまうこともある程でございました。ご指摘された点はおっしゃるとおりで、増額変更というのは実質的には相手方の言いなりになってしまう可能性もありますから、今後もしっかりと確認していきたいと思っております。

委員：

他の委員の方、特にご意見なければ、本件はこれでよろしいかと思っておりますので、先に進めたいと思っております。

では 2 番目の案件ですけれども、これは安全管理部でお願いしたいと思うのですが、「渡航管理システム導入に係る要件定義及び開発監理支援」ということで、ご説明をお願いいたします。

No.2 渡航管理システム導入に係る要件定義及び開発監理支援

JICA：

案件概要シートを踏まえて、ポイントのみご説明させていただきます。

渡航管理システムというシステムを新たに導入するということで、当初契約が約 1400 万円、契約期間として 11 カ月予定でしたが、4 回の契約変更を経て 6200 万円、契約期間として 52 カ月となっています。

簡単に申し上げますと、渡航管理システムというのは、JICA と直接契約関係にある事業関係者の方の渡航情報を一元的に管理することを目的としております。JICA では、職員が日本から出張するだけでなく、現地に長期滞在している者として駐在員や専門家や随伴家族や青年海外協力隊員とか、また外部の開発援助に携わるコンサルタント企業の方々は世界中を動き回っていらっしゃる

す。そして、目的国あるいは経由国で何かテロが起きたとか、あるいは自然災害が生じたという際に、迅速に関係者の安全を確認したり、関係者に対して必要な情報を提供したりするというのを、これまでは手作業でやってきていたのですが、これをシステム上でデータを入力していただき連動させることで、より作業が迅速、かつ的確に、かつどこからでもできるようにというシステムを初めて導入するというのを試みているという状況です。

1回目の変更契約ですが、もともと当時安全管理部の方では、市場にも一定程度、渡航者の動きを管理するアプリケーションがあったということで、既存アプリをある程度活用して、少しそれをカスタマイズする程度で、我々の目的が果たせるのではないかという発想から、この契約を始めたのですが、いろいろ調べていきますと、既存のアプリがなかなかそれほど多くない。汎用性、カスタマイズが簡単ではないということが徐々に分かってきた、それから、機構内にも既に様々な人に関するデータがございまして、他の既存システムと新しく作るシステムをどのようにデータ連携させるかといった、より詳細な、より専門的な検討を進めていく中で、契約業務のボリュームが増えていくことになったということです。

1つは、システムの要件を定義するための人月（Person-Month）が追加で必要になってきたということ。それから、システムを開発するためのコストが、当初想定していた額よりも上回ったことによって、政府調達の対象となる予算規模となったこと、あるいは、官報を通じて意見招請を行う手続きを要する額であるということが分かってきたことに伴い、コンサルタント企業に対する調達支援業務を追加することが生じたといったところです。

第2回の契約変更、これは消費税の増税に伴う契約変更です。

第3回契約変更は、2020年2月にさせていただいています。この背景としましては、この前年、2019年9月に第1回目の入札を行いました。開発業者の入札を行ったのですが、残念ながら入札不調に終わり、応札者が出てこなかったという結果となりました。それを踏まえて、業界関係者にヒアリングを行いました。その結果、2つの点がはっきりしました。

1つ目は、入札に参加するための参加要件をもう少し緩和できないのかと、それによってより広い競争が確保できるのではないかという、業界からのご意見をいただき、それを踏まえて技術審査基準等の見直しを行ったことにより、工数が増えてございます。

次に2つ目として、システム開発にやはりもう少し期間が必要ではないかということもコメントをいただき、本体のシステム開発のための期間を延長するとともに、システムを開発する期間、今回発注しておりますコンサルタント企業による、開発のスーパーバイズのための契約期間延長も行った結果、契約の増額

が生じたということです。

第4回変更は2020年7月と書いていますが、この前に2回目の入札を行っています。2019年12月に再公告を行って、翌2020年3月に入札を行いました。入札企業は1社のみということ、かつ、予定価格を残念ながら上回る額での応札により不調結果となりました。それを踏まえて、以下の2つの業務ということで、加えさせていただいています。

1つは、この金額、応札額を踏まえた、私どもの予定価格の設定の検証のために、多くの関連企業の方々にも見積もりをお願いするといった作業が加わりました。加えて2つ目、各業界の皆さまにいわゆる要件定義書という入札の仕様書のようなものですが、仕様書をすでにこれは公告しているものですが、これを見ていただいた上で、ご助言・気付き等をいただくという作業にさらに人月(Person-Month)を要したということです。その結果、これは応札者側から見ると仕様書としてやはり分かりにくい部分があったといったご意見もいただきまして、要件定義書をさらに精緻化するという作業を行ったというのが第4回変更契約です。

最後に、今後の改善点、教訓について、若干触れさせていただきます。

安全管理部は、事業関係者の安全を確保するため、いろいろな情報収集・分析等を本業として行っておりますが、システムの開発というより特化した専門領域の部分に関しての知見には限度があったといったところです。こういった目的のために使うのかは我々もよく分かっておるのですが、そのために機構内の今あるシステムとどう連携させる必要があるのか、その機能を構築するためにどの程度の手間あるいは期間がかかるのかといったところについては、安全管理部の中だけでは適切な分析判断ができなかった。それとともに、要件定義のコンサルタントに対して、彼らもJICAのことを詳しく知らないということで、これに対して適切なスーパーバイズをすることにも一定の困難があったものです。現在は、私どもの情報システム部の中にIT企画課という課が新設され、こういったことに関する助言をいただける体制が既に強化されています。

2番目は、マーケットをよりしっかりと調査をすることによって、この入札プロセスの中での大幅な費用増を、より抑えることができるのではないかというのが、私どもが考えております改善点です。やはり要件定義書の中で、応札業者の方々から見ると不透明な部分があって、それがコストにどうしても乗ってしまうということがあったのではないかと私どもも考えておりまして、明確でない部分をなくす、減らすことによって、応札の増幅も抑えることができるのではないかと考えています。

委員：

お話を伺っているとやむを得ないものだと思いますが、私の経験からしても、

こういうシステム系はなかなか難しく、いったんシステムを開発するとなかなか会社は変えられなくて、今回は変更契約の話ですけど、今後システムを少しいじるとかになると随意契約せざるを得なくなる、価格も言われた価格で払わざるを得なくなるという傾向があるので、これは JICA に限らずどこも発注者の悩みなのですが、そういった結構多額な金額がかかって、特定の会社に偏ってしまいがちなので、競争性を今後どうやって確保していくかというのは、なかなか答えが出ないと思いますが、問題意識を持ち続ける必要があるかなと思います。

委員：

今の委員のお話以外に、特に付け加えるべきことはございません。

委員：

少し重複するかもしれませんが、システムの要件定義が難しいというのはよく理解しておりますが、今後は情報システム部の支援を得て、組織として取り組んでいただきたいと思います。

あと、直接関係ないかもしれませんが、在外拠点ではこのシステムがないことによる業務負荷というのは相当あると監査でも聞いておりますので、ぜひ早期の導入をお願いしたいと思います。

委員：

やはりとても大切なシステムだと思っております。まだ完成されていないということですので、早急に完成されることを願っております。

では、引き続きまして次の案件ですが、横浜センターの案件です。

No.3 2017-2022 年度草の根技術協力事業（パートナー型）ネパール「カブレパランチョク郡パンチカール市における循環型農業を基盤とした土壌改良及び人材育成による持続可能な地域の生計向上体制の構築」（1-4 年次）

JICA

本件は、ネパールのパンチカール市というところで巡回型農業の推進や農業分野の人材育成を行い、それらを通じて地域の発展や持続可能な生計向上の体制を構築することを目的に、2017年11月から2022年10月末までの5年間の事業として開始されたものになります。ただし、契約に関しては、当時は事業実施中に業務の内容を柔軟に見直す必要性が高いと考え、契約期間を期分けする、すなわち、まずは最初の3年間の契約として契約を結んでおります。

そのため、契約書上の契約金額は、資料の冒頭に記載されている「1. 基礎情報(3)」に書かれている3年間の6545万3千円となりますが、実際には契約相手先とは総額として5年間の9954万5千円で事業計画を策定し、事業開始に合意しております。

その後、最初の3年間の契約が終了となる昨年、すなわち2020年10月前になりますが、事業開始時の予定どおり、第2期の契約締結を検討しました。その際は、ネパールを含め、全世界的に新型コロナウイルスの感染拡大が広がっており、当初予定されていた日本からネパールへの現地渡航を伴った活動や、ネパール関係者の日本での研修実施が困難であることなどが分かってまいりました。

他方で、現地ネパールでは、地域の失業者の増加やロックダウンに伴う物流の乱れ等、困難の中、カウンターパートは必死に活動を継続しており、これらの状況を踏まえ、第2期に行いたい新たな活動の要請が上がってきました。

これらを受け、横浜センター及び本部で要請の妥当性や実施の可能性について検討した結果、当初予定していた日本からネパールに渡航することや日本での研修などは、コロナが収まるであろうプロジェクトの後半に実施すること、それに加えて、コロナ禍で新たに要請が上げられたもののうち、必要性が確認でき、なおかつ実施が可能であろうというもの、「①農業経験の浅い若年層失業者を対象に農業研修及びマーケティング研修を実施。②対象地域内で、種を栽培し、確保するための活動を実施」、これらを含めて契約を結ぶことといたしました。

これらの新しい①と②の活動を実施するに当たり、当初の予定金額より金額が上がっておりますが、最初にご説明しましたように、事業開始時に計画していた5年間の見積もりの金額に比べますと、最後に書いてありますけれども2347万円の増加となっており、率で言いますと23.6%の増加ということになっております。

なお、本件を検討する際には、新たに加える活動を実施する場合は、必要物資の調達や準備を早急に進めるべきであるということなので、そのためには1度契約を区切るのではなく、区切ることによる空白期間が生じることを避けるため、契約変更による対応が最良ということを判断しまして、契約変更ということにいたしました。

委員：

今のご説明の中で、増額になった事情はよく分かりました。ただ、この草の根技術協力プロジェクトというのは、例えばネパール国が基本的には要請していると思うのですが、こういった案件を横浜の事業所で担当される経緯というのはどういう流れになっているのかがよく分かりませんでした。

また、1億円の上限金額に、1回目の金額が9950万とかなり近付いた額で設定されているというのがやや気になったということで、説明いただければと思って選びました。

JICA：

最初のなぜ横浜かというご質問ですが、これは事業の実施主体がNGOになりまして、そのNGOの所在地、あるいは代表者がいらっしゃるところが神奈川県

になりますので、神奈川県を所管しております JICA 横浜が担当しています。

2つ目の金額に関してですが、金額はおっしゃるとおり、上限が決まっております。上限以上はプロジェクトに経費としてお出しすることはできませんが、NGO なり現地のネパールがやろうとしている活動について妥当性を見まして、その妥当性の中で積み上がった金額がその金額以下である場合は、基本的には認めているということにしております。

ただし、実際の金額の支払いに関しましては四半期ごとに精算の手続きをしております。実際に実施した、していない、あるいは妥当かどうかを確認した上で支払いをしていますので、そのあたりのチェックはできていると考えております。

JICA :

1点だけ補足させていただきますと、草の根技術協力というのは、機構法の13条第一項4号で定めております国民参加型事業ということで、典型的なのは青年海外協力隊とか、そういう事業の中の1つです。基本的には委員がおっしゃられたように、最終的には先方のネパール政府とも合意して行うのですが、横浜にある NGO からご提案頂いたものについて、よい提案であり、ネパールの開発課題の解決に貢献するというものであれば、私どもが採択させていただき、それをもってネパール政府とも協議して、ネパール政府も合意の上で実施することになっています。最初の出発点が提案型事業ということで、NGO の方からご提案いただくという事業になっております。

委員 :

提案型ということで、窓口になっているのが各地域の事務所と形になっているという理解でよろしいですか。

JICA :

おっしゃるとおりです。

委員 :

はい、よく理解できました。

委員 :

当初の契約金額は6500万の金額の契約書になっているかと思うのですが、最初のスケジュールの段階で9900万の金額がなぜ6500万の契約になっていたのかが、よく分からないので教えてください。

JICA :

もう一度説明してください。なぜ3年分で最初に契約したのでしょうか。

JICA :

繰り返しになってしまうかもしれませんが、当初は事業実施中の業務内容を柔軟に見直す必要性が高いということなので、期分けにしております。5年

間全て一気通貫ではなく期分けにして、まずは3年間で契約して実施してみようということです。最初の期の結果などを見て後期の契約をするということで、2期分けの3年間で2年間で契約自体はしております。

ただし、説明しましたように、全体としては5年間で実施しようということに関して、先方のNGOと合意しておりました。

JICA :

たぶん、期分けという概念についてご理解いただく必要があるのではないかと思います。いずれにしても、最初の契約金額というのは3年分の6500万で、最終的に変更・追加して1億2千万になったと理解していただいた方がいいと思います。

委員 :

最初から変更契約を前提に6500万で契約したということでしょうか。

JICA :

ご理解の通りだと思います。

委員 :

変更契約ということは理解し、当初の段階で総額9900万と分かっている、敢えて6500万から契約を開始して、最終的に1億2300万に変わっているということだと思いますが、決裁を取る段階で総額がどのくらいかかるのか、どういう形で業務をやるのか決めるべきという観点では、一部だけ決裁で決定して、後で変更を前提に契約をするよりも、分かっている範囲でもいいので、最初の大きさを把握することは決裁段階で必要ではないかと思います。

別契約ではなく同じ契約の延長とするのであれば、当初から9900万の予定だったというのであれば、後になって変更を前提にずるずるやるよりも、最初から契約規模は大体このくらいというのは、当初の段階でから決裁を取るべきなのではないかと思います。

JICA :

これは概算契約なので、確かにご指摘のやり方もあると思います。確定契約だとすると、例えば途中で何か判断しなければいけないような事項が入っていて、それに応じて金額が変わってくるというときには、その前までを1つの契約とし、状況確認後に次の段階に移ることはあると思います。確かに今、委員がおっしゃったように、概算契約なので、最初から提案があった金額で1回契約しておくというやり方もあったと思います。なぜそうではないのか、横浜センターにもう一度説明していただきたいと思います。

JICA :

私たちのほうで残っている資料を見ますと、やはりネパールでの事業ということもあって、まずは1回やってみて、そこで妥当性や持続性を見て2回目の

契約を結ぶということで当時は判断したとされております。

他方で、今、委員が言われたように、現在では5年間全体での契約を結ぶこともいいのではないかと、調達・派遣業務部はじめ本部でもご検討いただいていると理解しております。

JICA :

一度考え方を整理して、別途ご説明したいと思います。期分けにした理由や妥当性については、調達・派遣業務部でももう一度確認します。

委員 :

残り2年分の中身の精度がある程度明らかであれば、委員がおっしゃるとおり9900万の契約でもよかったと思うのですが、もしかするとこれは8500万で済むかもしれないというような可能性がある場合は、積み上げで残りをやるという考え方もあると思いました。

ある程度9900万の妥当性というのが契約時に検証、確認できるのであれば、おっしゃるとおり9900万の契約で、あとは微調整という考え方もあるのかと思いました。

JICA :

分かりました。それも含めて調達・派遣業務部で考え方を整理して、どういう場合に期分けができて、どういう場合に全体で契約するべきかをもう一度検討してご説明したいと思います。

委員 :

では、そういった形で整理し、またご説明いただくということをお願いしたいと思います。

No.4 コンピュータシステム運用等業務（運用フェーズ）

JICA :

それでは、情報システム部から、「コンピュータシステム運用等業務（運用フェーズ）」の変更契約についてご説明申し上げます。

まず原契約についてなのですが、こちらは2015年度に実施した一般競争入札総合評価落札方式の結果、アクセンチュア株式会社が落札し、設計準備フェーズを経て2017年6月1日から5年間、2022年5月31日までJICAのコンピュータシステム運用業務を委託・実施しているところです。後ほどポイントを説明しますが、2020年度まで主としてセキュリティ対応・体制強化に伴う変更契約を9回実施しております。約76億5500万円の契約となっております。

案件概要シートの1. 基礎情報（4）業務の概要ですが、非常に幅広い内容をカバーしております。情報サービスを利用する観点で、仕様書から抜粋した4点

が記載されていますが、ややイメージしにくい表現なので、本契約によるサービス内容を分かりやすい言葉で主なものをご紹介します・ご説明します。

まず1つ目は、JICAで使用するメールやファイルサーバー、シェアポイントなどのグループウェア、チャットゾーン機能のサービス提供、不審メール・不正アクセスに係るセキュリティ監視・対策・対応の運用です。ウイルス対策サーバーとPCの監視・運用、システム基盤のBCP環境の提供もあります。また、データセンターに業務主管システムのサーバーを置いて、そのハウジング運用や、6千以上のJICAメールアカウントのユーザーID発行や構成・管理、JICAのPC運用・管理を行っています。

その他、JICA役職員のヘルプデスク業務やPC利用の研修、ITのコンシェルジュサービス、テレビ会議システム運用などを委託しています。これらに付随する資源やシステム構成・管理等、かなり幅広い業務を行っています。

次に、今回の変更契約のポイントや今後の改善点については、担当課からご説明します。

JICA：

本件では9回契約変更を行っています。個別に説明するよりも、概要をご説明する形で代えさせていただきたいと考えています。

基本的に、最初の変更契約の実施決裁にも記載していますが、2015年に機構でインシデントが発生しましたが、同じように年金機構のシステムで大きなインシデントが発生しました。これを機に政府全体のサイバーセキュリティ基本法の大きな改正があり、2016年にサイバーセキュリティ基本法の対象に独立行政法人も含まれる形になりました。これに対応して、JICAもサイバーセキュリティのインシデントが発生した場合の対応体制を整備することを求められて、順次対策を導入しております。それらの対策を導入していく過程で、本件の契約の中でも幾つかの契約変更を実施している次第です。

情報セキュリティに関する契約変更という形で何件か挙げさせていただいておりますが、主にそういったもので、各業務システムをまず何らかのインシデントを検知した場合に切り離すような、いったんシステムから遮断して他にインシデントが広がらないような対応をする対策であったり、メール等々の検知活動、もしくは対策活動に対応するような活動を追加しています。

もう1つ大きな変更として、「共通サーバー」、「共通DB」というキーワードが出てきていますが、本期間中にシステムの最適化という形で、複数の業務システムを1つの仮想サーバー上で運用して、共通のデータベースを使って最適化をしていくという活動をしています。この活動の中でデータベース等々を一元的に管理するという体制を取ったので、そのための対応も含まれています。また、それらに対するインシデント対応という契約変更も含んでいます。

他には、Windows7 から Windows10 に切り替わっているのですが、このタイミングで Windows のアップデート、更新情報の提供方法が変わっていき、サーバーを立てて定期的に大きなアップデートを配信するという形に変わりました。それに合わせて、サーバーを立てて配信するというような形の業務を追加して、契約変更をしています。

また、テレビ会議装置の入替え等々もあったので、保守対象の拠点数の変更に合わせて、できるだけ他の契約と合わせる形ですが、契約変更もしております。運用期間中にこうした契約変更をして対応してきた結果として、9 回の契約変更を実施しているところです。

最後に、今後の改善点等ということでまとめさせていただいておりますので、こちらについて触れさせていただきます。

これまでの変更内容は、主にセキュリティリスク対応と基盤環境の変更への対応を実施してまいりました。これらについては、セキュリティに関しては今後も複雑化・高度化するリスクや日本政府の方針、もしくはさまざま発生するインシデントの傾向によって対応も変わってきますので、その都度必要な対策を打っていかねばならないとは思っております。

また、コロナ禍を経て、業務における IT 基盤の重要性はさらに高まっておりまして、サービスの拡充が求められる状況ではありますが、IT 基盤のクラウド化を現在進めておりますので、機能拡張への柔軟性や技術革新への対応がクラウド化によって向上すると考えております。これらの最新技術を活用し、さらなる効率的な運用に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、クラウド化によって最近「サブスクリプション化」という言葉を世の中で聞くことがあると思いますが、定額を払うことによって一定のサービスを提供いただけるというのがクラウドの大きな特徴です。私どもで直接システムの面倒を見て、自分たちでバージョンを上げていく、管理をしていくということではなくて、業者に最新のサービスを月額定額で提供いただくことでサービスを利用できるというのがクラウドの大きな特徴になっております。

そういう意味では、こちらの契約をその都度変更して、新たなサービスを導入するかどうか個別に考えるのではなくて、サービス提供事業者側で最新のサービス、もしくは最新のセキュリティを定額で提供いただけるようなサービスに切替えるという意味をクラウドは持ちますので、そういった形で契約変更の回数を減らしていくことにつながるのではないかと考えております。

委員：

念のための確認なのですが、要は、広い意味での法律の規制では独立行政法人も対象となったので、これに沿う形での対応がメインと理解すればよろしいでしょうか。

JICA :

ご認識のとおりでございます。

委員 :

その点だけ確認させていただければ結構です。

委員 :

これまでは金額が決まっている部分でしか牽制が効かず、この業務が必要だと言われたら変更契約でやるしかないという形でしたので、一般的な単価を採用し、追加業務の必要性の判断については、できるだけ情報を収集するしかなかったということ、実際には想定以上に予算を超過することになるなど、その点では手続き上どうなのかと思うところがありました。そういう意味では、クラウド化してその分のコストが減るということで、世の中がそうした整理になっていくのかということを確認しています。

JICA :

ご理解のとおり、予測性が高まるという効果は、クラウド化によってある程度期待できるのではないかと考えております。結局、色々なインシデントが起り得るので、想像していなかったインシデントの対策で、例えばパソコンの設定を変えなければいけなくて、そのために人手がかかりますということになると、どうしても追加でコストを払わなければならないことなので、そういった不可避なコスト変動というのは最終的にはあり得ると思いますが、できるだけそういった例外的なものでもない限り、コストが極端にぶれないようにコントロールしていくという観点で、標準化であったり一般化されたクラウド技術の利用であったりというのは意味があると思えます。そういった活動を継続して、できるだけ分かりやすい形、見える形にさせていただきたいと考えております。

委員 :

最後にご説明いただいた定額契約（サブスクリプション化）は、実現が近づいているというか、もう検討段階なのでしょうか。

JICA :

はい、マイクロソフト社との契約を別途結んでおりまして、そちらで受けているセキュリティサービスであったり、最新の Windows 機能の利用であったりということは、既に提供を受けております。それを利用して運用していくというサービスなので、運用の部分は本契約になるのですが、元のサービスの部分は既に定額の契約で、最新の技術を使えるような別途契約を結んで提供を受けているという形になります。

委員 :

固有名詞を提示してしまいますが、アクセンチュアが今やっているサービスを、代替するという形なのですか、それとも追加になるのですか。

JICA :

もともと並行していて、マイクロソフトからライセンスを購入して、購入したライセンスを使ってアクセンチュアがサービスを提供している、という状況です。JICAが持っているライセンスを使ってアクセンチュアがサービスを提供しているという関係になっていまして、ライセンスの提供元の機能の変更が柔軟にされることによって、運用の形態は変えないで済むということです。

委員 :

アクセンチュアは依然として運用のサービスを続けるということですね。

JICA :

はい、そうです。そこはあまり変わっておりません。

委員 :

今の予算規模というのは、サービスの定額化を受けてもう少し削減されるということですか。

JICA :

予測性が高まると思っていますし、今はまだサーバーを運用している部分は多々あるのですが、それらがクラウドに移行していけば、手間は減るので、金額の低減は期待できると思います。

委員 :

では、具体的に近々契約を結ばれるか、もうされているのですか。

JICA :

マイクロソフトとはもう契約しております。

委員 :

そうですか。もう始まっているということですね。

JICA :

はい。切り替え作業を今、実施しているところになります。

委員 :

了解いたしました。

よろしければ次の案件へ進みたいと思いますが、変更契約の個別点検は以上ということになります。では、引き続きまして次の項目で、競争性のない随意契約の点検に進みたいと思います。

議題 2. 競争性のない随意契約の点検（2020 年度上半期）

No.5 責任ある外国人材受入れプラットフォーム(仮称)の事務局業務委託契約

JICA :

本日は、この責任ある外国人材受入れプラットフォーム、現在「JP-MIRAI」という名称で 2020 年 11 月に立ち上げられましたが、こちらに設立当初から JICA の代表として深く関わっております上級審議役も出席しています。

別の資料にも付けておりましたが、そもそもこのプラットフォームを立ち上げることに JICA がどう参画していくかという組織決定をしたときには、企画部が決裁を起案しており、今回企画部も出席しています。また、この契約自体は経済開発部が担当して調達を行い、当時は外国人材受入れ支援について JICA の中で包括的な担当部署がございませんでしたが、2021 年 4 月に国内事業部に外国人材受入支援室ができましたので、本件契約も移管しております。今日はその国内事業部もオンラインで参加しています。

この「責任ある外国人材受入れプラットフォーム（仮称）の事務局業務委託契約」の随意契約の理由としましては、設立段階から関与し、本契約に求められる要件を満たす唯一の機関であるためですが、この点に関しては、事前に委員から確認が必要ということで 4 点ご指摘をいただいておりますので、これに沿ってご説明します。

まず「設立段階から関与し」というところが契約に基づいているものなのか、それから、公正性の観点から経緯についてということでしたので、それをこの資料に書いております。

受注者「ASSC（アスク）」と呼ばせていただきますが、ASSC は 2018 年から外国人労働者協議会を設置して、民間企業とともに、特に大手企業 20 社以上を巻き込んで活動を展開していること。企業の海外工場での具体的な労働問題について解決策を提案したり、特に企業側の主体的な対応を促すという経験や実績があるということ。それから、アジア諸国の送り出し機関とも関係を有しているということで、JICA がこのプラットフォームの設置を ASSC と協力してやっていくということを前提に検討してまいりました。

そもそも JICA に対して、この外国人材の適正な受入れ推進、それから、特に育った人材の皆さんが母国に帰国した後の貢献というところについて、JICA がしっかりやるべしという期待がありまして、このプラットフォームを作ることについては、JICA が関係する民間企業、関連団体、NPO、弁護士の方々とともに主導して検討してきたという経緯がございました。

簡単ですが、これが設立の経緯でして、受注者 ASSC がこの設立段階で関与したということは、契約に基づくものではありません。

次に、委員からのご指摘 3 つ目にありました、この事務局業務と受注者に求められる要件について、事務局業務はまさにこのプラットフォームを立ち上げるという設立準備支援、参加いただく組織の開拓・調査、プラットフォーム設立

後に各種会議の企画、調整、運営、意見集約、送り出し国側の課題の調査、広報・情報共有、いろいろな関心をいただく組織からの問い合わせ対応、優良事例の収集と発信というものになります。

この業務を実施するに当たって必要な要件ということで私どもが掲げていたのが、次の4点になります。

1点目が、外国人材の労働者の権利保護、人権問題に取り組んでいる組織。特に具体的な解決に向けた取り組みや広報等の活動の実績があること。2点目が、先ほどもありましたが、企業側の主体的な対応を促す取り組みについて経験を有しており、具体的に国内の民間企業と連携した活動を実施していること。3点目が、アジア諸国の送り出し機関と関係を有しており、適切な関係組織との関係構築ができること。4点目に、JICAとともにこのプラットフォームを設立することに賛同しており、この契約の後もプラットフォームの運営に主体的に関与していく意思と能力があること、というものを掲げていました。

この最後の4点目が、委員の4つ目のご指摘に関係する部分ですが、この契約の終了後も、プラットフォームの運営に主体的に関与していく意思と能力があるというのを要件にしていたということです。事務局業務の継続に関しては、現在このプラットフォームが立ち上がった後で、プラットフォームの運営体制について議論されているところです。法人化や会員からの会費徴収というものも含めて、どういう運営体制でやっていくかというのが議論されている段階でして、受注者 ASSC がこの後も受託見込みかどうかということを今言えるものではないのですが、受注者が引き続き運営に関与する可能性を否定するものでもないという状況です。

委員：

私が元々本件を選定させていただいたときには情報が非常に少なかったものですから、正直言ってよく分かりませんでした。かつ「設立段階から関与し、本契約の要件を満たすのはここだけ」という言い方は、ある意味どこにも当てはまる話だと思ったのです。ですので、よく分からなかったのでお尋ねしたのですが、今の説明で概ね理解できました。

それで、1点だけ確認させていただきたいのですが、この「一番最初の関与された段階」というのは、JICAがこういうプラットフォームをつくっていきこうじゃないか、それで知見を持っているこの ASSC の協力を得ようということで協議などをなされたというのがたぶん最初なのかなと今理解しましたが、その時点では無償で協力いただいていたということでしょうか。

JICA：

このフォーラムのような場でいろいろな関係者の方が集まって、こういう目的で一緒に呼び掛けていくものをつくっていきましょうと提言され、その後この ASSC

にたどり着くまでにいろいろなところでヒアリングをしまして、労働組合ですとか NPO とかがあるのですが、政治色がないところということで、この中でご紹介いただいた中では、すでに大企業と宣言文をつくったりという経験があるということで、連携すると非常に多くの民間企業が参加するようなものが出来上がるという期待をこめて、他にもいろいろ調べましたけれども、類似した団体はないということでこちらを選んだということです。およそ半年近くの間、これまで ASSC の活動に参加している団体や、我々のネットワークで少し関心のある団体が集まって、どういうものを作るかということを中心に長い期間議論をしておりまして、その間はもう先方の持ち出しといいますか、初めは JICA が委託契約でこの事務局という形にするかどうかもまだ白紙でしたので、そこはボランティアでご協力いただいて、ウェブサイトを作る等、それなりにいろいろな業務を動かしていくのに、会員が増えてくると事務局も必要だということになり、こちらと契約となった訳でございます。

委員：

理解いたしました。

委員：

このプラットフォームは、今後 JICA がずっと関わって、この業者が事務局になると思うのですが、あるいはどこか他の業者がやるのかと思います。今後 JICA の案件として続いていくということなののでしょうか。

JICA：

これは非常にマルチステークホルダーで、いろいろな方々が入ってまして、企業や弁護士、市民団体も結構入っているのですが、370 ぐらいの組織が関与しております。その中ではやはり、企業の負担によって当然やらなければいけない活動や、あるいは非常に公益性が高い、外国人労働者に多言語の情報発信するようなサイトも別途つくっており、いろいろなものがございますので、基本的には今、会員と議論させていただいているのは法人化して公益性が高い分については JICA のサポートで行うが、例えばそれによって企業活動を適正化していくような、企業が便益を受ける分については、企業負担を求めるという形で、今、その分担のあり方とか、あるいは会費の分担のあり方を議論しておりまして、この契約が終了する頃をめぐりに切り替えていくことを、正に議論中です。

委員：

やや委員会の趣旨から外れてしまう話になるかもしれませんが、「責任ある」というところが重要かと思っております。国の政策に非常に関わってくる案件だと思っております。他省庁とも協力が必要になってくると思っておりますので、十分やっていただきたいと考えております。

JICA：

外国人の受入支援に関しては法務省から、研修員受入れで長年の実績を有する JICA の力を借りたいという依頼がありました。外国人受入の問題は色々な方々が関わっているのですが、中立公正で、誰でも参加できる公共的空間を作る上で、JICA の関与が適切と政府が考え、お声がかかったと理解しています。我々も慣れている仕事ではなかったのですが、専任の役員をつけてやってきているということです。政府からの期待が非常に高いということは申し上げたいと思います。

委員：

それでは、次の案件に進みたいと思います。

青年海外協力隊事務局の「オンラインレッスン実施業務」です。

No.6 JICA 海外協力隊待機者向け語学支援（オンラインレッスン）実施業務

JICA：

まず、全体のご説明をさせていただきます。本件、JICA のボランティア事業、青年海外協力隊の派遣にかかります語学支援としてオンラインレッスン実施の契約に関しまして、ご審議いただきます。株式会社バークレーハウスとの契約となっております。

背景をご説明しますと、協力隊ですが、通常、すなわちコロナ前の状況ですが、年間に約 1,000 名の隊員を派遣することになっています。その 1,000 名の隊員を年間通して派遣する際に、年に 3 回集中的な派遣前訓練というのを 70 日間、駒ヶ根と二本松の訓練所で集中的に行います。特にその訓練の最もコアな項目が語学訓練となっています。通常その 3 回の 70 日の訓練を 1,000 名に対して、年間大体 5 億か 6 億の契約を締結いたしまして実施しております。コロナ前の状況では、このバークレーハウスとその両訓練所の訓練契約を結んで、そういった訓練を実施したという経緯です。

昨年度は、コロナの影響で結局訓練が全部中止という状況になってしまい、我々から同社にその旨をお伝えしたというケースでございます。

実はその訓練といいますのが、通常のいわゆる英語のような語学ではなくて、対象となります語学が、例えばクメール語とかテトウン語、あるいはミャンマー語、キルギス語といった非常に特殊な言語を対象とした訓練となっていて、そういった人材を同社は普段抱えて、契約を締結し訓練実施のために準備をしていただいたという経緯です。

他方、急遽その中止を申し出た際に、同社より、他の業務に振替の利かない要員を多数確保しながら態勢をとっていましたので、非常に大きな損失が生じるということで、我々としては、もしかすると何らかの補償といいますか、賠償を

求められるという状況があったというのが、昨年度の状況です。

同じタイミングで、実はコロナの影響で、当時現地に派遣された約 2,000 名の隊員が全員日本に戻ってくるという状況になりました。その隊員たちは日本国内で次の派遣を待って、待機をした訳ですけれども、その待機者に対して、自己研鑽の語学レッスンをオンラインで行うということが必要として求められていました。その中で、新たにその語学レッスンのための契約を締結するとなった訳ですが、その語学レッスンも 34 カ国語という、非常に希少言語が多数ある契約とならざるを得ない状況があり、実際に国内を見まして、速やかにそういった態勢を組んでオンライン契約を結べるのは、恐らくパークレーハウスしかないと考えています。そういう中で、先ほどのその賠償のリスクもあるといった背景も踏まえて、同社とこのオンライン訓練契約を随意契約しました。

こちら、当初は 4.6 億の契約で昨年度末まで締結しまして、ほぼ予定価格に近い金額で契約したのですが、その後言語を 2 言語追加する契約を 1 回、そして今年度末まで延長する契約を結び、最終的にこの 6 億 9 千万という金額になったという変更の経緯です。

委員：

事前にいただいた資料の中では金額だけだったので、特殊言語の優位性だけだとこんなに増えないのではないかと思いましたが、今の説明で経緯等分かりましたので、結構です。

委員：

この契約の第 7 条の規定ということで、これに基づいて損害賠償を請求されるのではないかといったことは、打合せで相手方からそのような意思表示が出てきていたのでしょうか。

JICA：

実施責任者の私名で、非常に厳しい状況にあるといった文書も当時いただき、そうしたものも踏まえて、そういった状況と判断しました。

委員：

少数言語等を準備するといった点で、直接的損害が発生してきたのは間違いないということで、今回のこうした変更によって、先方の損害がカバーされて納得してもらえたという理解でよろしいですか。

JICA：

おっしゃるとおりです。そういったリスクを回避できたと考えております。

委員：

では、この件はこれでよろしいかと思えます。続きまして、次の案件に進みたいと思えます。次の案件は、人間開発部／ベトナム事務所ということで、お願いいたします。

**No.7 Contract of campus rental and management fee for April.1.2020-
March.31.2023 / Vietnam Japan University**

JICA :

こちらの契約ですが、技術協力プロジェクトの一環で行われている契約になります。ベトナムで行っている技術協力プロジェクト、日越大学という新設大学の能力向上を行うプロジェクトの投入の一部になります。この日越大学の教育研究活動に必要なキャンパスとして、Vietnam – Australia Secondary and High School という契約相手先の校舎の一部を賃借する契約となっております。JICA では今行っているプロジェクトを 2020 年から開始しておりますが、その 1 つ前にもう 1 つプロジェクトを行っており、2 期にわたって協力を行ってきている、2 期目の協力になります。

1 期目のプロジェクトは 2015 年 4 月から 2020 年 3 月までで行っており、この日越大学、両国間の協力の下で 2016 年に元々ベトナムのハノイにあるベトナム国家大学という大学の傘下につくられた新設の大学になります。2016 年に開校しております。

併せて日越大学に関しては、新しい大学でキャンパスがございません。このキャンパスを作るためにベトナム政府からの要請を受けて、現在円借款でキャンパスを整備する準備を行っております。この完成が 2028 年に予定されていますが、キャンパスができるまでの間、時限的に JICA の方でこちらの仮キャンパスを借りまして、今そこで研究・教育活動を行っているということになります。

契約自体は前フェーズ、前の期の協力のときにここをキャンパスに定め契約を行っておりまして、今回のプロジェクトの中でも、前回のフェーズの技術協力で締結したキャンパスの契約を更新する形で契約を行ったものです。

4. に、特命随意契約の理由を記しております。1 点目は、もともとこのキャンパスの場所については、ベトナム側の実施機関であるベトナム国家大学からの推薦に基づいて決定されたこと。2 つ目は、当該キャンパスの賃料については、同様の条件の近隣のほかの建物と比較しても最も安価であるということで、妥当と言えること。さらに 3 つ目は、前フェーズの技術協力の中での 5 年間の活動を通じて、こちらをキャンパスとして活動してきておりますので、学会や学生の間でも現在のキャンパスの場所が広く知れ渡っているので、大学の場所を変えるということは不都合が生じる可能性があること。この 3 点をもって特命随意契約として契約を結んでいるものです。

委員 :

全体的に金額が直感的に高いなと思ったので、一応その確認をさせていただ

いたということです。また、これが日本側負担ということが、先方との合意文書で確認されているということであればやむを得ないと思います。先方が負担してくれてもいいのではないかという思いがあったので、こういう質問をさせていただきますが、それは先方政府としっかりと協議をして、日本側が負担することで決められていると理解しました。

委員：

他の委員の方、何かご意見ございますか。なければこの件はこれでよろしいかと思えます。

それでは今回最後の案件になりますが、引き続き人間開発部、ケニア事務所の物品購入ということでご説明をお願いいたします。

No.8 [LOT 2013] Procurement of Testing Kits and Laboratory Consumables for COVID-19 Diagnosis

JICA：

現地調達をしておりますケニア事務所から説明をさせていただきます。

今回の調達内容は、いわゆるコロナの感染有無を確認する検査キットを現地調達して供与するというものです。供与先は、Kenya Medical Research Institute (KEMRI、ケニア中央医学研究所) というところでして、こちらについては JICA もこれまで長らく協力をしていて、ケニア国内のみならず、東アフリカ地域でも医療機関として非常に高い技術を持っている機関になります。

経緯としましては、この調達は 2020 年の 7 月から 8 月にかけて行っており、約 1 年半前ですが、ちょうどコロナの感染が拡大し、ケニアにおいても 2020 年 4 月ぐらいから非常に感染が急拡大していた時期になります。このタイミングで KEMRI が、ケニア国内だけではなくて周りの国からも必要に応じて多く検体を受け入れて検査を実施していたという状況でして、24 時間体制でやっていたのですが、やはり検査キットが足りないということになり、日本に支援要請があったものになります。新型コロナウイルスの感染症診断キットということで、5 万体制分を供与しています。

そして随意契約の理由を少し補足させていただきたいと思えます。今回、会計規程第 23 条第 2 号の緊急を要するというのと、もう 1 つは外国で契約することをもって、競争性のない随意契約として進めましたが、その中でも何とか競争性を少しでも担保するというので、現地業者の見積もり合わせを採用させていただきました。具体的には、このケニア中央医学研究所から、彼らが常々使っている検査キットでないと、検査はすぐにできませんので、その観点からサプライヤーを 5 社ほど出していただきました。その 5 社にまず内々に、迅

速にキットを納入できるかという確認をしたのですが、実はその中からは 1 社しかすぐできるという回答がありませんでした。ですから、JICA 事務所のほうでほかの医療機関に当たって、この KEMRI が対応できる検査キットを納入できる業者をもう少し探りまして、もう 1 社見つけることができました。その 2 社で下見積もりを取った上で 2 社の見積もり合わせを行って、最終的に 1 社に固めたということになります。時間的制約の中で、できる限りの調達を行ったというものです。

委員：

今の説明でよく分かりました。緊急性があるということと、また競合相手があるかどうかということを含め、1 個当たり 2500 円ぐらいの金額でしたので、あの頃ですと検査キットとしてそれほど高い訳ではないので、妥当だと認識しました。

議題 3. 2021 年度上半期契約実績

JICA：

それでは、議事の 3 番目に移ります。2021 年度上半期契約実績について、簡単にご説明をします。

JICA：

それでは 2021 年度の上半期の契約実績、具体的には競争性のない随意契約、そして一者応札・応募の状況について、要点を絞ってご説明させていただきます。

まず、資料中に記載のない点を少しだけ口頭で補足させていただくことから始めますと、JICA 全体での契約件数の動きとしては、前年（2020 年）度の上半期が 1018 件、そして 2021 年度の上半期が 1579 件となっていて、約 1.5 倍以上増加しております。これは言い代えますと、前年（2020 年）度の上半期は緊急事態宣言が初めて発出された時期であり、当時は契約件数全体が落ち込んだ事情もございました。しかし今年度は、回復基調にあると思っております。

そして、上半期の実績の表をご覧くださいますと、随意契約につきましても、2021 年度の上半期につきましても、件数及び金額いずれも前年度比で増加傾向にございます。そして、契約全体での随意契約が占める割合につきましても、契約全体の規模が増えた背景の中で、件数・金額いずれも減少傾向になっております。

そして、随意契約となった調達種別の内訳についてでございますが、特徴といたしましては、物品購入に係る調達金額が増えております。これは昨年度から続く傾向ではあるのですが、在外事務所において、医療器材の購入などで緊急性の

ある調達が増えたことが背景にあると思われます。

続いて、一者応札・応募に係る実績でございますが、こちらも上半期実績の表をご覧くださいますと、契約全体の規模が増えた背景の中で、一者応札・応募の件数・金額いずれも前年度比で増加傾向にあります。なお、契約全体に占める割合で見ると、件数ベースは増加、金額ベースは減少という結果になっております。

そこで、今少し詳しく調達種別の表で見てまいりますと、特徴といたしまして、コンサルタント等契約の一者応札・応募の件数及び金額が上昇しております。一者応札とコンサルタントとの関係につきましては、この次の議題の中でも触れさせていただきますが、昨年から今年にかけては、コロナ禍での公示を継続していく中で、1例ではございますが、業務主任者の適切な配置が難しく応募を控えるなどの背景があるものと思われます。

また、技術協力研修の一者応札・応募も増加傾向でございますが、2020年度はコロナ禍で本邦への研修員受入れが中断し、契約件数が大きく減少するという特徴がありました。しかし、2021年度はオンラインによる遠隔研修が定着し、技術協力研修全体の契約件数が回復したことも、一者応札・応募が増えた背景にあると思われます。

以上、簡単ではございますが、2021年度上半期の契約の特徴、実績についてご説明させていただきました。

JICA :

委員の皆さまから、ご質問等ございますでしょうか。それでは、なければ最後の議題に移らせていただきます。

議題 4. 一者応札に関する分析

JICA :

これまでも契約監視委員会の中で、一者応札については度々議論がありました。今回、近年の一者応札の動きについて改めて取りまとめてみましたので、ここで発表させていただきます。2種類資料がお手元にあると思いますけれども、今回は、「一者応札分析」という資料、これに沿って簡単にご説明を差し上げたいと思います。もう1種類の資料は参考ですので、適宜ご覧になっていただければと思います。

JICAの2020年度の契約実績ですけれども、総額で993億円ございます。そのうち、本邦で契約しているものが約90%、残りの10%は在外になります。この本邦で契約している90%、886億円の内訳が右側の円グラフでして、そのうちの主要なもの、一番多くの割合を占めるのがこの530億円、約60%がコンサルタント等契約の実績になっております。

ではこのコンサルタント等契約、これまでの20年間、どういう動きをしているのかというのをまとめてみました。2001年、JICAが特殊法人から独立行政法人になりました。2008年、JICAとJBICが合併して新JICAが誕生し、去年（2020年度）までの実績がここに書いてあります。ピンクが、単独型と言われているコンサルタントを1人で派遣するもの、水色が複数人がグループで派遣され、さまざまな分野のコンサルタントが調査、技術協力プロジェクト等々を行っているものです。

2000年代ですが、それまでJICAが主体でやっていたものから、業務の主体を民にリソース転換、これが進みました。民間のリソースを活用する技術協力プロジェクトですとか、コンサルタント専門家が導入・拡大され、またJICA側でも実施体制の再編、例えば地域部ですとか課題部ができて、それまでのスキーム別の体制からもう少し戦略的に事業を進める体制になりました。またアフガン支援等ニーズの多様化を受けて、この10年間はコンサルタント契約が増加傾向です。金額についてはこの緑の折れ線グラフ、これが金額を示しています。

次に、新JICA誕生後の2010年代ですけれども、これは質の高いインフラ協力の推進ということで、特にアジア圏でインフラの大型事業が数多く実施されています。例えば、インドのデリー高速輸送システムですとか、ジャカルタの都市高速鉄道等でございます。またそれに加えて、ミャンマー支援が拡大され、中小企業の技術を活用した民間連携事業等の促進も進みました。案件が大型化し、件数自体は減少しているのですけれども、金額は増加傾向にあるというのが、1つの傾向としてあります。

ピンクのところを見ていただいても分かるのですが、単独型として派遣しているコンサルタントが時代とともに減少している。単独型の減少の理由は、詳細設計策定調査という調査物、これまではJICAが主体で、それぞれの分野の個別の専門家をJICAが集めて調査をしていたのですけれども、その調査を丸ごとコンサルタント企業にお願いをしてやっていただくという形態になったこと。また評価業務、JICAは事業のプロセスのいろいろなところで事業の評価を行いますが、その評価業務については、プロジェクトが終了したときの終了時評価、プロジェクトが途中の中間評価というのを、日常活動のルーティンの中でやりましょうということで、あえて第三者を入れずに評価をすることになりましたので、そういった評価業務が減ったこと。また、今残っているのが事後評価と言って、総額2億円以上のプロジェクトについては、全てプロジェクトが終了して数年経った後に評価をやるのですけれども、それについても1案件で1つの契約ではなくて、例えば地域や分野で事後評価をまとめて行うといった形態で実施していますので、それによって単独型のコンサルタントが従事する業務が少なくなったということがあります。特に、2018年に予算逼迫問題があって、

JICAの予算が著しく減りましたので、コンサルタント等契約の金額も大きく減少し、それが持ち直したら2020年度にコロナの影響があって、そもそもコンサルタントを派遣できなくなったということで、このピンク、単独型は特に影響を受けているということが言えます。

それではJICAのコンサルタント契約の受注者というのはどういうものだろうかということ进行分析してみました。2001年の段階では、受注者に占める民間企業の割合というのは88%。それが2010年、2020年の段階で92.4%、93.51%と、民間企業が占める割合が多くなっています。特に2010年と2020年を比べていただきますと、2010年度は247社が510億円の契約を結んでいました。2020年度は、ほぼ金額は同じですけども、111社ということで1件当たりの金額が増えているということが、ここで読み取れるかと思えます。

続いてコンサルタント契約、地域別に事業実績を見てみるとどうなっているかというのが、この円グラフです。2001年度は、アジア地域が半分以上を占めていました。それが2010年、2020年と、だんだんアフリカ地域が増えており、今はアフリカ地域が34%を占めています。その分、アジア地域が減っている。対象国に関し、2010年までに順調に対象国は増えていました。2020年度は87カ国になっていますけれども、これはコロナの影響で少なくなっているということで、対象国100ヶ国ぐらいというのはそれほど変わっておりません。

次に、業務内容別の事業実績です。これは、どんな内容の仕事をコンサルタント契約で締結をしているのかというものです。2001年度、今から20年前は、ほぼ調査物をコンサルタント契約で実施してました。それが先ほど申し上げたように、民活技プロと言って、技術協力プロジェクトにコンサルタントの活用の現場が広がり、2020年度は51.9%、全コンサル契約の50%以上を技術協力プロジェクトが占めています。また、基礎情報収集調査のような調査も、この円グラフを見ていただいても分かるようにいろいろな色がありますけれども、調査の内容が多様化しまして、いろいろな分野、スキームでコンサルタントの活躍の場は増えているということになります。

今までの20年間を見まして、コンサルタント等契約を取り巻く環境の変化というのを、簡単にここでまとめました。受注状況ですが、資料に記載あるフラットというのは、1990年代はいわゆる2大コンサルタントというのが圧倒的シェアを持っていて、受注の大きな割合を占めていましたが、2001年以降、いろいろなコンサルがフラットに競争するような状況が続いているということです。受注者は、多様化・増加はしていますけれども、公益法人の参加は伸び悩んでいます。次に、業務の多様化です。特に2007年度以降、このトレンドは継続していますが、技術協力事業への適用拡大ですとか、JICAの組織改編等でコンサル活用の分野が拡大して、業務内容は多様化しています。また、アフリカ地域です

とか、アフガニスタン、ミャンマー等の支援強化に伴って、対象国も増加しています。3番目、年間案件数の減少と契約金額の増加ということで、つまりここ数年、案件の大型化が顕著であります。この10年間、案件数は約3分の1に減少していますが、金額では約7割程度を維持しています。予算逼迫前、2017年度と2011年度を比較しますと、案件数は4割に減っていますが、契約金額はほぼ同額ということで、それが分かります。

それでは、このコンサルタント契約の中で、一者応募率の推移はどうなっているのかというのを取りまとめたのがこちらの図です。ピンクが単独型、水色がグループで派遣するコンサルタント業務実施契約です。例えば、2011年は244件の一者応募件数がありました。この一者応募件数244件というのは、全体のコンサル契約の中で占める割合というのが60.7%ということで、全体のコンサル契約の5割以上が一者応募だったということになります。業務実施契約の一者応募率を表しているものが、この緑の折れ線グラフです。この折れ線グラフが、2011年の60.7%をピークにどんどん減っている。ただ、大体50%ぐらいを推移し、予算逼迫問題でそもそも公示件数が減りましたので、一者応募率も下がっている。それが回復しないままコロナになっているということで、2020年度の一者応募率は35.9%となっております。

では、どの分野で一者応募率が多いのかというのが、次の表です。やはり、一者応募率が多いのは公共・公益事業ということで、この中には運輸・交通・通信・港湾・都市交通・上下水道・都市計画といったものが入っています。インフラ系の事業がここに入ります。ただ、どこの分野でも大体それほどパーセンテージは変わらず、あえて言うと、商業・観光で一者応募率が低い、それ以外は大体50代になっている。社会福祉、これは障害者支援ですが、そこはやや低いという状況になっています。

次は、この一者応募の中でのJVが占める割合を示したグラフです。JVの件数がピンク、水色が1社で単独受注したものです。2011年を言いますと、244件が一者応募で、うち、121件のJVと123件の単独であり、そのうちJVが占める割合は約50%です。

こういった見方をさせていただきますと、一者応募に占めるJVについては、大体どの年も半分ぐらいがJVを組んで一者応募になっているということが分かります。ちなみにこの緑の折れ線グラフ、2016年でぽんと上がっていますが、この574億円のうち278億円が1件の案件で、インド高速鉄道の詳細計画策定調査です。このインド高速鉄道は、日本コンサルタンツ、日本工営、オリエンタルコンサルタンツグローバルという3社がJVを組んでいます。参加意思確認公募をしておりますので、一者応募の中のカウントに入っています。

それでは、今、一者応募の率を見ていただきましたけれども、応募者のパイと

というのが広がっているのだろうかという分析が次のページです。水色が業務実施契約の件数を指していて、緑の折れ線グラフが平均応募者数を表しています。例えば、2011年ですと579件の業務実施契約の件数があり、1件当たり1.58人が応募してきているという見方になります。これを見ると、2017年までは1件当たり1.9人の年もありますけれども1.8人前後応募し、予算逼迫を受け案件件数が減りましたので、1件当たりの競争率は高くなり、2.32、2.23、2.26となっています。

これは契約区分ごとに受注者数がどれぐらい推移したかというものをここ数年、5年間をまとめたものです。特にこの契約件数の隣、受注者数というの、契約件数と一緒に見ていただければいいのですけれども、それほど受注者数のパイは増えていないということが分かります。

次に、コンサルタントにJVの組成についてヒアリングした結果をまとめています。JV設立の背景は何かというと、やはり業務量だということです。発注量が多ければ、1社2社では人員手当ができないので、JVを組みますとのことです。特に業務主任者が不足しているということ。2番目として、JVを組むというのは応札戦略の基本になっています。要は、競争相手が少なければ、自分たちが取る可能性が高い。3つ目は価格競争の回避。今、QCBSで価格点というのがありますので、技術点80、価格点20の割合です。価格点については、予定価格の80%が価格点の満点です。それを目指すぐらいであれば、競争相手とJVを組んで、競争相手を減らすことで、金額の満点を目指さなくてもいいという、そういう戦略でやっている。4番目は、これは戦略的な協力関係。新しい分野も増えてきているので、JVを組むことによって、相手方の知見を共有し、自分たちの知見にしていくと、そういう戦略的な協力関係もあります。

JVを減らすための方策ですが、ここに4つ挙げています。まず発注量を平準化して欲しいということ。次に価格点割合を引き下げて欲しい。3つ目は、選定評価点の配分の変更。これは簡単に言うと、今のJICAの選定評価というのが、新規参入者には非常に厳しい配点になっている。過去の知見・経験に重く配点をしているということで、新規参入者がなかなか入ってこられない構造になっている。そこを改善してほしいと言われています。4番目は請負方式(ランプサム)への移行というのが挙げられています。

次のページは省略します。最後のページに対象の一者応札率、2001年で60%あると申し上げました。やはりそれを減らしていかなければいけないということで、いろいろな方策を打ってきました。その一部をここに記載しています。

委員：

気になったことは、14ページのコンサルタントのヒアリング結果で、JVを減らす方策というのがあって、ここを見て感じたのは、1つはQCBSでコストが

入ってくるのが、私はあまり元々よくないと思っていて、できるだけ技術競争の比重を増やしてもらった方がいいのかなと。どうしてもコストを入れるのだったら小さくするとか、技術による競争にしてもらえたらと。

それで、コンサルタントが価格競争を避けたくてJVをやるというのは、非常によくない動機付けだと思っていて、私がまだ建設省の頃、元々設計JVの制度設計に関わったのですが、工事のJVと違ってコンサルJVは技術の結集、役割分担を明確にして、技術を結集してJVを組むことによって、より能力が高まる場合でなければ駄目だという、限定的にやろうとしたのです。そういう観点から、単に同じ仕事を分け合うような形の受注配分的なJVというのは、コンサルタント業務ではやるべきではないと思っっているのです。ただ、どうしてもメンバーが揃わないのであればやむを得ないというはあるかもしれませんが、原則的にはやるべきではないということ。得意分野を結集して、強いチームになるという場合に認める性格のものかと思っっています。

そういう意味からすると、この動機付けを見ると、やや本末転倒的なところがあるので、JVの運用をよく検討した方がいいのではと思っいます。

JICA :

1つよろしいでしょうか。QCBSをこれからどうしていくかというのは、非常に大きな課題だと思っっています。というのは、毎年のように財務省から、もっと価格競争を強め、QCBSを全部導入するよう、財政制度審議会などでも、JICAを名指しで議論されるという状況があります。要するに、財政当局からすると、できるだけ効率的に予算を使ってほしいということなのですが、バリュー・フォー・マネーという点からするとどうなのかというのが、やはり非常にいつも我々は気になっています。

財政当局的な観点から見れば良いことかもしれませんが、安い悪い買い物のようなことになりがちではないかという気もしています。委員の先生方の立場から見ますと、どんなお考えでしょうか。

委員 :

私も全くそのとおりに思っていまして、プロジェクト全体の中の本当の数%に過ぎないところの、上流の設計等に係るお金をけちったところで、かえってトータル、ライフサイクルコスト全体から見たら非常にまずい買い物になるので、あくまで技術重視で調達、それも世界の常識で、FIDICでもQBSが原則、QCBSはむしろ避けるべきと言っっています。

ですから日本で、国内であればプロポーザル方式が一番いいと思っのですが、国際的にはプロポーザル方式というよりむしろQBSとって、技術で選んで最も優れた社と、価格と業務の中身の話し合いをして契約するという考え方です。技術ナンバー1の社と交渉が成立しなければナンバー2にいくという、

あくまで技術で選ぶというのが世界の常識だし、それがトータル、むしろ国にとっても得なのだということを財務省が理解していないので、そこをしっかりと説明する必要があると思います。

JICA :

一者応札の問題については、参加する、手を挙げていただく会社の数を増やしたいと思って様々な対策を打ってきました。10年前と比べると多少よくなっているのかも知れないのですが、それでも微々たるものです。特にコロナ禍では、業務主任者の方が結構高齢の方も多かったので手を上げる会社が少なかったわけですが、開発コンサルタントの数はそんなに増えていかない中で、どうしたらいいのかというのは非常に悩ましいところです。

新規参入者にとってみると、価格を評価の対象に入れてもらった方がいいという声もある訳です。選定のときに、いわゆる技術評価の点数だけではなくて、それを実施するのに幾らかかるかという見積もりを出してもらおうのですが、それも一定程度勘案してもらわないと、実績のあるところばかりが案件を取る傾向になってしまうので、新規参入者にとってみると価格が入っていた方がいいという意見もあります。

国土交通省のなさっているコンサルタント契約は、本当に純粋なプロポーザル競争が多いので、確かに今委員の仰ったようなことなのかもしれないのですが、他の役所だとやはり総合評価落札方式や、QCBS よりももっと厳しい、予定価格を超えたら失格といったケースも多く、財務省から見ると JICA の方がおかしいと言われることが多いのです。

世銀も ADB も QCBS というのはほぼ導入しているという状況なので、なかなか抗うのが難しいかなという感じがしているのですけれども、それはいかがでしょうか。

委員 :

世銀や海外で導入している QCBS は、日本と違うと思うのです。日本の場合は予定価格制度があるので、予定価格どおり仮に入れると 0 点になって、そして 0 円だと 100 点なのです。そこまでは JICA の場合は入れていないのですが、要するに計算の仕方がそうなってしまうのです。でも、世界中でそんなことをやっているのは世銀もどこもなくて、予定価格制度がないので、応札者の入れた札を評価して、最も安い社が 100 点だとすると、その応札価格に対する比率で点を付けているだけなので、このように 0 点、100 点という考え方になるので、日本の場合は価格が同じ 20%でも効きすぎてしまうのです。

委員 :

予定価格に関して言うと、入札案件でもありますね。入札案件の場合、不調になった場合というのは、どうしても予定価格が上限前提で上げられない、交渉し

て下げてくれたところとしか契約できないという話になってしまいます。

JICA :

そうです。他方、JICA の企画競争の場合で言うと、予定価格というか、予算の範囲であれば、応じることもあります。

委員 :

企画競争の場合は、ある程度予定価格に縛られない部分もあるということでしょうか。

JICA :

そこは会計法予決令の読み方が非常に難しいのですが、(企画競争は) 随意契約の世界ですので、予定価格には縛られないという判断に至っています。

委員 :

応札者を増やすという中では、応募する側からすると、実績が必要とされるのが課題になるのではないかと思います。その辺り、QCBS を見直す中で、実績のないところをどうやって評価するのかというのが、なかなか専門性の評価が難しいところかと思いますが。

委員 :

どの程度厳しく実績を要求するかというのは、業務の性質によって考えなければいけないのですが、もしそこを緩められるとすると、対象業務は国内の実績でもいいとか他国の実績でもいいとか、あるいは少し仕事の種類の幅を広げるというのは、業務によってはあり得ると思いますが、それは個別に考えないと、非常に重要な業務で、これはこういう経験がどうしてもないと心配だというのは限定せざるを得ないと思います。

JICA :

よく分かりました。いろいろご相談させていただければと思います。

財政当局からのプレッシャーが非常に大きい中で、安かろう悪かろうに如何にしないかというのも、非常に大きな課題だと思っております。今日、委員の先生方からいただいたお話というのは、非常に我々にとってみるとエンカレジングな部分もありますので、慎重にこれからやっていきたいと思っております。

今日は 1 年 9 カ月ぶりに対面でやらせていただきましたが、やはりスムーズに進むなと思えました。引き続き対面でできるような環境が続くことを期待しております。引き続きよろしく申し上げます。

JICA :

今日はどうもありがとうございました。来年は 3 月になります。またよろしく願いいたします。

以上

2021年度第2回契約監視委員会 議事次第

1. 日時： 2021年12月21日（火） 14:00～16:00
2. 場所： JICA本部6階 役員会議室 及び Teams会議
3. 議事：
 - (1) 変更契約の点検（2020年度）
 - (2) 競争性のない随意契約の点検（2020年度上半期）
 - (3) 2021年度上半期契約実績
 - (4) 一者応札に関する分析
4. 出席者：
 - (1) 委員

伊藤 邦光	伊藤会計事務所（公認会計士・税理士）
石村 光代	石村公認会計士・税理士事務所（公認会計士・税理士）
木下 誠也	日本大学危機管理学部（教授）
遠山 康	遠山康法律事務所（弁護士）
戸川 正人	JICA 監事
 - (2) JICA

植嶋 卓巳	理事
調達・派遣業務部（事務局）	東城 康裕部長 他
総務部審議役、企画部審議役、ガバナンス・平和構築部長	

以上

議題1 2021年度第2回契約監視委員会「変更契約（2020年度）」個別点検

資料1

①コンサルタント等契約

No	主管部署	件名	調達種別	当初契約			変更後金額	増加率	契約相手方
				契約締結日	契約完了日	契約金額			
1	地球環境部	スーダン国州水公社運営・維持管理能力強化プロジェクト（第3期）	コンサルタント等契約	2019/2/22	2020/2/28	129,392,680	492,063,580	280.3%	株式会社地球システム科学 日本テクノ株式会社 株式会社国際開発センター

②一般契約

No	主管部署	件名	調達種別	当初契約			変更後金額	増加率	契約相手方
				契約締結日	契約完了日	契約金額			
2	安全管理部	渡航管理システム導入に係る要件定義及び開発監理支援	システム関連	2018/2/1	2018/12/28	14,040,000	62,028,246	341.8%	株式会社アジアリンク
3	横浜センター	2017-2022年度草の根技術協力事業（パートナー型）ネパール「カブレパランチョク郡パンチカール市における循環型農業を基盤とした土壌改良及び人材育成による持続可能な地域の生計向上体制の構築」（1-4年次）	事業委託（草の根技術協力）	2017/11/6	2020/10/31	65,453,000	123,015,000	87.9%	特定非営利活動法人ラググリーンジャパン
4	情報システム部	コンピュータシステム運用等業務（運用フェーズ）	システム関連	2017/6/1	2022/5/31	5,419,714,106	7,655,710,214	41.3%	アクセンチュア株式会社

案件概要シート（変更契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	スーダン国州水公社運営・維持管理能力強化プロジェクト(第 3 期)
(2) 契約相手名称	株式会社地球システム科学 日本テクノ株式会社 株式会社国際開発センター
(3) 当初契約金額	129,392,680 円
当初契約期間	2019 年 2 月 22 日～2020 年 2 月 28 日
(4) 業務の概要	<p>スーダン国は 1955 年から 2005 年までの 2 度にわたる内戦やダルフル紛争、南スーダンの独立など政治的な混乱が続き、人間開発指数は 189 カ国中 170 位という脆弱国である。そのため、水道の普及率は 46%と低く、水道事業を担う州水公社の能力も脆弱である。</p> <p>本業務は、カッサラ州、白ナイル州及びリバーナイル州をパイロット州としつつ、全国の州水公社に対して、給水施設の運転・維持管理能力及び組織運営、経営管理能力の強化を図る技術協力プロジェクトである。活動内容は、給水施設のモニタリング能力の向上、運転・維持管理の改善、経営管理の改善、顧客とのコミュニケーションの促進、州水公社間の知見・データ共有の促進等の支援である。</p>
(5) 変更後契約金額	492,063,580 円
変更後契約期間	2019 年 2 月 22 日～2021 年 11 月 30 日
(6) 担当部署	地球環境部水資源グループ

(註) 本件は 2021 年度においても契約変更を行っているが、上表には 2020 年度末時点の情報を記載した。なお、2021 年度の契約変更にて履行期間を 2022 年 2 月 4 日まで延長している。

2. 金額増額の経緯・概要

(1) 【参考】2019 年度に実施した第 1～4 回変更（2019 年 5 月、7 月、10 月、2020 年 2 月）

変更後契約金額	173,461,280 円	
内	業務量・報酬	33.28 人月(P/M)、93,777,000 円
訳	直接経費	79,684,280 円
変更後履行期間	2019 年 2 月 22 日～2020 年 8 月 28 日	
変更の経緯・内容	・ 2019 年 4 月にクーデターが発生し、長年スーダンを統治して	

	<p>いたバシール大統領が解任され、治安が不安定化したことを受け、現地渡航ではなく近隣の第三国での研修や、遠隔指導を通じたプロジェクトの継続について、具体的な内容・方策の検討を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2019年11月にルワンダ国で開催された JICA 主催「サブサハラアフリカ水道事業体幹部フォーラム」に州水公社の幹部3名と専門家が参加し、他国の水道事業体幹部との間で好事例や教訓の共有、プロジェクトの取組の発表を行う業務を追加した。 ・ プロジェクトで指導している管路施設からの漏水の削減を一層促進するため、管路の設計・積算能力、及び施工計画策定能力の強化を支援する業務を追加した。
--	---

(註) 報酬は「直接人件費＋その他原価＋一般管理費等」の合計とする。以下、同じ。

(2) 第5回変更 (2020年8月)

変更後契約金額	289,525,380 円
内 業務量・報酬	54.38 人月(P/M)、150,342,000 円
内 直接経費	139,183,380 円
変更後履行期間	2019年2月22日～2021年2月26日
変更の経緯・内容	<p>世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大する中、JICA は新型コロナウイルス感染症の拡大に対し、既存プロジェクト等の枠組みを通じた追加投入や、退避した専門家による本邦からの遠隔指導等により、迅速な支援を展開することとした。</p> <p>スーダン国においても感染が拡大し、3 カ月以上にわたるロックダウンが行われるなど、州水公社の運営に大きな影響が生じていたことから、本プロジェクトにおいても手洗い等の衛生管理に直結する給水活動の継続を支援することとし、以下の供与機材と日本からの遠隔での研修を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エッセンシャルワークである州水公社による給水活動の継続のため、浄水処理に利用する薬剤の供与や発電機、漏水の補修機材等の機材供与を追加した。 ・ 水道事業の継続に必要な技術指導を日本から遠隔で行うこととし、以下8つのテーマに関する研修を開催した。 <ul style="list-style-type: none"> - 配水管の設計・積算 - 配水管網のマップ作成 - 衛生啓発活動 - 水道メータ設置技術 - 管網の水理計算 - 水使用量のモニタリング - モニタリングデータの分析手法 - 経営改善

(3) 第6回変更 (2021年2月)

変更後契約金額	492,063,580 円
内 業務量・報酬	84.88 人月 (P/M)、231,658,000 円
訳 直接経費	260,405,580 円
変更後履行期間	2019年2月22日～2021年11月30日
変更の経緯・内容	<p>世界的な新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する中、スーダン国の州水公社では水道料金収入が低下し、経営が悪化した結果、適切な水道事業の運営が困難な状況が続いている。このような状況下において、水供給や衛生環境の更なる悪化を防ぐため、第5回変更と同様に新型コロナウイルス対策として以下の供与機材及び活動を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水活動の継続のため、現地の病院に設置する給水用設備（井戸水源用ポンプ、ポンプ稼働用のソーラーパネル等）や、管路施設における漏水を削減するための漏水対策機器等の機材供与を追加した。 ・ 手洗いの重要性の周知を含む、衛生啓発活動等の遠隔研修を追加した。 ・ 給水活動の継続のため、州水公社の水源となっている井戸の維持管理手法や、漏水対策に関する研修を継続した。 <p>また、漏水削減を促進し、給水できる水量を増やすため、管路布設工事の施工監理の遠隔による指導を追加し、能力向上を支援するとともに、指導に必要となる配水管材を供与した。</p>

3. 今後の改善点等

2020年度においては、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大に伴い現地活動が大きく制限されたが、日本からの遠隔での技術協力に変更して、活動を継続した。また、手洗い等に必要なた水供給を絶やすことがないよう、緊急的な支援として、浄水処理に必要な薬剤や給水活動に必要な資機材の調達を支援した。コロナ禍という予見できない事態に対処しつつ、多くの困難に見舞われた途上国への迅速な支援を行うという組織決定の下で、州水公社への技術的な支援を継続し、かつ手洗い等に必要なた水をスーダン国民に供給し続けるための追加投入を行ったものである。

以上

案件概要シート（変更契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	渡航管理システム導入に係る要件定義及び開発監理支援
(2) 契約相手名称	契約締結当時:株式会社アジアリンク、 現在の会社名:株式会社ラックサイバーリンク*
(3) 当初契約金額	14,040,000 円
当初契約期間	2018年2月1日～2018年12月28日
(4) 業務の概要	渡航管理システム導入に係る要件定義及び開発監理支援
(5) 変更後契約金額	62,028,246 円
変更後契約期間	2018年2月1日～2022年5月31日
(6) 担当部署	安全管理部安全対策第二課

(*注:株式会社アジアリンクは2021年4月1日に株式会社ラックサイバーリンクへ商号変更を行った。)

2. 金額増額の経緯・概要

(1) 第1回変更 (2018年11月)

変更後契約金額	38,475,648 円(当初契約額に対し174%増)
内 業務量・報酬	649.78 人月 (P/M)、35,625,600 円(+税=38,475,648 円)
内 直接経費	0 円
変更後履行期間	2018年2月1日～2020年2月28日
変更の経緯・内容	以下の業務を追加する必要性が生じたため。 (1) 要件定義のための業務の追加(市場調査の結果、機構の要件に合致する既存アプリが極めて限定的であることが判明し、渡航管理に应用可能な既存アプリの使用可能性の検証、データ授受負荷を軽減させるための効率的なデータ連携の方法等を検討する必要性が生じたもの) (2) 市場調査の結果、政府調達の対象となる予算規模となることが判明したことを受け調達支援業務を追加。 (3) (1)の変更にもなう開発監理支援業務の追加。

第2回変更 (2020年1月)

変更後契約金額	38,766,348 円
内 業務量・報酬	649.78 人月 (P/M)、35,625,600 円(+税=38,766,348 円)
内 直接経費	0 円
変更後履行期間	2018年2月1日～2020年2月28日
変更の経緯・内容	消費税増税に伴う契約変更

第3回変更（2020年2月）

変更後契約金額	51,068,066 円
内 業務量・報酬	879.7915 人月 (P/M)、46,808,980 (+税=51,068,066 円)
訳 直接経費	0 円
変更後履行期間	2018年2月1日～2021年5月31日
変更の経緯・内容	<p>2019年7月のシステム開発事業者の公告が入札不調となり、業者へのヒアリング結果を踏まえ、以下の業務を追加した。</p> <p>(1) 開発事業者調達支援業務の追加（要件、技術審査基準の見直し等）</p> <p>(2) システム開発監理支援業務期間の延長（システム構築期間の延長及びシステム本格稼働後のエラー・障害等への対応を行うための監理終了ポイントの延長）</p>

第4回変更（2020年7月）

変更後契約金額	62,028,246 円
内 業務量・報酬	1017.1815 人月 (P/M) , 56772780 円 (+税=62,028,246 円)
訳 直接経費	0 円
変更後履行期間	2018年2月1日～2022年5月31日
変更の経緯・内容	<p>2019年12月のシステム開発事業者の再公告が入札不調となった。また、入札企業は1社であり、予定価格と入札価格に著しい乖離があったことを踏まえ、以下の業務を追加した。</p> <p>(1) 開発事業者調達支援業務の追加</p> <p> (ア) 参考見積の取得及びそれを踏まえた要件定義の修正等。</p> <p> (イ) 参考銘柄の調査・準備。</p>

(註) 報酬は「直接人件費＋その他原価＋一般管理費等」の合計とする。以下、同じ。

3. 今後の改善点等

- (1) 渡航管理システムで意図する機能の検討には安全管理部の知見で対応できるものの、(他の社内既存システムとの連携等を含む) 機能構築のために必要な工数や期間等の検討については安全管理部の知見に限界があり、JICA 業務に精通していない要件定義コンサルタントを適切に監理することには困難が伴った。現在は DX 等の動きもあり、JICA 内のシステムを横断的に管理する部門として情報システム部 IT 企画課が設立され、助言・支援を受けられる体制に強化されている。
- (2) 契約の公告の準備段階における市場調査をより詳細に行うことによって、契約後の契約金額増加幅を抑える。特に、「渡航管理システム導入に係る設計・開発・運用及び保守業務」の大幅費用増が判明した時点で、再度意見招請や複数社に対す

る概算見積調査及び機構内調整を行ってシステム化の範囲を精査し、要件定義書の不确实要素を削減することにより、応札者の見積もりの増幅を抑える。

(3) 再公告にあたっては、入札不調の結果検証をより精緻に行うことが望まれる。

以上

案件概要シート（変更契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	2017-2022 年度草の根技術協力事業(パートナー型)ネパール「カブレパランチョク郡パンチカール市における循環型農業を基盤とした土壌改良及び人材育成による持続可能な地域の生計向上体制の構築」(1-4 年次)
(2) 契約相手名称	特定非営利活動法人ラブグリーンジャパン
(3) 当初契約金額	65,453,000 円
当初契約期間	2017 年 11 月 6 日～2020 年 10 月 31 日
(4) 業務の概要	草の根技術協力事業の業務委託。パンチカール市において、循環型農業の推進および農業分野の人材育成を通じ、地域の発展及び持続可能な生計向上の体制を構築する。
(5) 変更後契約金額	123,015,000 円
変更後契約期間	2017 年 11 月 6 日～2022 年 10 月 31 日
(6) 担当部署	横浜センター市民参加協力課

2. 金額増額の経緯・概要

(1) 第 1 回変更 (2020 年 10 月)

変更後契約金額	123,015,000 円
内	業務量・報酬 99.38 人月(P/M)、37,003,000 円
訳	直接経費 86,012,000 円
変更後履行期間	2017 年 11 月 6 日～2022 年 10 月 31 日
変更の経緯・内容	<p>新型コロナウイルス感染拡大により、契約期間中に予定されていた現地渡航や本邦研修等、日本との往来を伴う活動の実施が困難になった。他方、現地ではカウンターパートが活動を継続しており、対象地域での失業者の増加及びロックダウンに伴う物流の乱れによる農業に必要な物資の不足を受けて、現地行政機関から課題解決に向け、新型コロナウイルスの治療・感染予防策、並びに農業分野における協力要請がなされた。</p> <p>これを受け、実施機関は現地行政機関と協議を行い、詳細について聞き取り、協力要請を以下のとおり具体化した。</p> <p>①出稼ぎに出られなくなった失業者(特に若年層)への農業指導と人口増による食料不足を補うための食料増産への協力</p> <p>②物流の混乱により種子や肥料などがインドから届かなくなったことの対応策</p>

	<p>③フィールドスタッフの活動の継続、</p> <p>④ロックダウンで仲買人が野菜や牛乳の買い付けに来られなくなったことの代替措置の実施</p> <p>⑤仲買人が来ないことが理由で廃棄されている食品を有効活用するための加工技術と施設の提供</p> <p>上記協力要請の中から、本案件の目的との関係性および残りの事業期間で実施可能かどうか、草の根技術協力事業の枠組みで実施できる事業かどうか、実施機関のキャパシティ等を考慮し、協力要請の選定と事業計画の見直しを行い、以下の活動を追加した。なお、上記は契約相手先とJICA 国内拠点(横浜センター)および本部との協議の下行われた。</p> <p>①農業経験の浅い若年層失業者を対象に農業研修及びマーケティング研修を実施。</p> <p>②対象地域内で、種を栽培し、確保するための活動を実施。</p> <p>当初、全体協力期間(2017年11月から2022年10月、5年間)のうち、第1期契約は2020年10月31日(3年間)で終了し、その後新たに2年間の第2期契約を結ぶ予定であった。しかし、上記追加策を実施する都合上、第1期契約が終了する2020年10月から11月は各種研修の準備や必要物資の調達を進める必要があり、この時期に契約を一旦区切ることによって未契約期間ができてしまうことは、現地での業務が一時停止することに繋がり、現地での準備や活動に大きな支障が生じるため、契約期間を事業終了時期までに変更する契約期間の延長を行った。</p>
--	--

(註) 報酬は「直接人件費+その他原価+一般管理費等」の合計とする。以下、同じ。

3. 今後の改善点等

事業開始時の事業全体(5年間)の見積金額は99,545,000円である。うち第1期契約(3年間)は、65,453,000円。第2期契約にて、残額の34,492,000円の契約締結を予定していた。

上記2.の理由により、第1期契約の期間を事業全体の5年間に延長した。

事業全体の見積金額(事業開始時)：99,545,000円

事業全体の見積金額(契約変更後)：123,015,000円

事業開始時の見積金額と契約変更後の見積金額を比較すると、増加率は23.6%。主な増加分は、新型コロナウイルス対応の追加活動実施のための増加である。

以上

案件概要シート（変更契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	コンピュータシステム運用等業務(運用フェーズ)
(2) 契約相手名称	アクセンチュア株式会社
(3) 当初契約金額	5,419,714,106 円
当初契約期間	2017年6月1日～2022年5月31日
(4) 業務の概要	以下の業務から構成される。 <ul style="list-style-type: none"> ● 情報サービス利用環境提供業務: 情報基盤構築及びハウジング ● 情報サービス利用計画業務(運用開始前): サービスデザイン策定 ● 情報サービス利用支援業務: サービスオペレーション、サービス関連調査・提言、IT コンシェルジュサービス、TV 会議システム保守、等 ● 情報サービス運用管理業務: サービス管理(ヘルプデスク、ユーザー申請管理等)、問題管理及び変更管理、等
(5) 変更後契約金額	7,655,710,214 円
変更後契約期間	当初契約期間に同じ
(6) 担当部署	情報システム部システム第一課

2. 金額増額の経緯・概要

(1) 第1回変更(2017年6月)

変更後契約金額	5,780,222,426 円
内 業務量・報酬	300 人月(P/M)、343,699,200 円
内 直接経費	
変更後履行期間	当初契約期間から変更なし
変更の経緯・内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報セキュリティ体制強化: 機構へのサイバーアタック、不審メール到達数等の増加に対応するための体制強化 ● 大容量ファイル送受信サービス(GIGAPOD)アカウント数追加: 情報セキュリティ対策としてメールのファイル添付を制約したことへの代替手段として GIGAPOD のアカウント数を追加

(2) 第2回変更(2017年7月)

変更後契約金額	5,970,118,826 円
内 業務量・報酬	209 人月(P/M)、189,097,200 円

内	直接経費	
変更後履行期間		当初契約期間から変更なし
変更の経緯・内容		情報セキュリティ体制再強化:第1回契約変更において強化した情報セキュリティ体制に関し、外部からの脅威の前提を一部見直し、再強化したもの(情報セキュリティ関連業務の一部における24時間365日対応体制の導入、等)

(3) 第3回変更 (2017年12月)

変更後契約金額		6,926,158,586円
内 内 内	業務量・報酬	0人月(P/M)、0円 ※ハウジングサービスの追加料のみ発生(報酬(人件費)の追加は発生していない)
	直接経費	
変更後履行期間		当初契約期間から変更なし
変更の経緯・内容		共通データベース及び共通サーバ基盤のハウジングサービス業務の追加

(4) 第4回変更 (2018年3月)

変更後契約金額		6,941,163,415円
内 内 内	業務量・報酬	0人月(P/M)、0円 ※TV会議システム関連機器の変更(追加)による追加料のみ発生(報酬(人件費)の追加は発生していない)
	直接経費	
変更後履行期間		当初契約期間から変更なし
変更の経緯・内容		TV会議システム保守業務の変更:本部・各拠点のTV会議システムの改廃に伴う保守対象機器の変更

(5) 第5回変更 (2018年10月)

変更後契約金額		7,029,749,681円
内 内 内	業務量・報酬	64人月(P/M)、85,987,440円
	直接経費	
変更後履行期間		当初契約期間から変更なし
変更の経緯・内容		<ul style="list-style-type: none"> ● 「配布ポイントサーバ」運用の追加:「業務用パソコンの賃貸借及び入換業務(2017-22年度、別途契約)」により導入された配布ポイントサーバ運用を追加 ● 「仮想デスクトップ(E-DaaS)サーバ」運用の追加 ● TV会議システム保守業務の変更:本部・各拠点のTV会議システムの改廃に伴う保守対象機器の変更 ● 在外拠点等におけるPC更改/OS移行支援の追加:在外拠点執務用PC等のWindows7からWindows10への移行支援

(6) 第6回変更 (2019年3月)

変更後契約金額		7,075,606,481 円
内 訳	業務量・報酬	0 人月 (P/M)、0 円 ※ハウジングの基本サービス及び System Center Configuration Manager (SCCM) 保守サービスの追加料のみ発生 ((報酬(人件費)の追加は発生していない)
	直接経費	
変更後履行期間		当初契約期間から変更なし
変更の経緯・内容		<ul style="list-style-type: none"> ● ハウジングの基本サービス追加: ハウジングサービス対象システムにセキュリティインシデントが発生した際の対応サーバの一時隔離対応の業務を追加 ● System Center Configuration Manager (SCCM) 保守サービスの提供: Windows10 のパソコンをバージョンアップするために必要な SCCM の保守サービス追加

(7) 第7回変更 (2019年8月)

変更後契約金額		7,221,071,681 円
内 訳	業務量・報酬	70 人月 (P/M)、90,514,800 円
	直接経費	
変更後履行期間		当初契約期間から変更なし
変更の経緯・内容		<ul style="list-style-type: none"> ● ヘルプデスク運用業務前提条件の見直し: 契約変更時点の問い合わせ件数等に基づき条件を見直し ● インシデント発生時の一時隔離対応対象サーバの追加 ● 追加サーバへのハウジングサービスの提供

(8) 第8回変更 (2019年10月)

変更後契約金額		7,623,579,214 円
内 訳	業務量・報酬	617 人月 (P/M)、335,405,400 円
	直接経費	
変更後履行期間		当初契約期間から変更なし
変更の経緯・内容		「ヘルプデスク海外運用拠点」の移転 (中国・大連からフィリピン・セブへの移転)

(9) 第9回変更 (2020年3月)

変更後契約金額		7,655,710,214 円
内 訳	業務量・報酬	0.72 人月 (P/M)、23,023,000 円
	直接経費	
変更後履行期間		当初契約期間から変更なし
変更の経緯・内容		<ul style="list-style-type: none"> ● 基盤システムのセキュリティ等体制強化: 不正アクセス、ウィルス感染等による情報の流出・破壊・改ざんに対し、2 次被害発生防止・検知通報・調査対応・復旧措置・脆弱性対応等を実施

	<p>できる体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 追加導入したストレージ機器の保守サービス提供:「基盤システムのログ保管期間延長の為のストレージ機器追加(別途契約)」により追加導入したストレージ機器の保守サービスの追加
--	--

(註) 報酬は「直接人件費+その他原価+一般管理費等」の合計とする。以下、同じ。

3. 今後の改善点等

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● これまでの変更内容は主として、契約対象サービスが広範囲にわたる中で常に高度化・変化するセキュリティリスクに対応してきたものである。 ● セキュリティ対策強化に関しては、今後も複雑化・高度化するリスクや日本政府の方針（「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等）等に沿った対応が必要となる。 ● IT 基盤のクラウド化を進めることにより、セキュリティ対策が（オンプレミス基盤と比較して）向上することが期待できる。これによりセキュリティ対策に起因した契約変更の低減を図る。 |
|---|

以上

議題2 2021年度第2回契約監視委員会「競争性のない随意契約の個別点検」対象契約リスト

番号	主管部	本邦 ／ 在外	調達種別/ 選定方法	契約件名	契約金額 (円)	契約締結日	契約完了日	契約 期間 (月)	契約相手方	競争性のない随意契約理由	委員選定理由
1	経済開発部	本邦	各種業務委託 /特命随契	責任ある外国人材受入れプラットフォーム(仮称)の事務局業務委託契約	49,992,301	2020/9/7	2022/11/30	26	一般社団法人 ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン	受注者は「本プラットフォーム」の設立段階から関与し、その理念と設立趣旨に基づいた継続的かつ主体的な運営が可能であり、本契約に求められる要件を満たす唯一の機関である。本契約の終了後もプラットフォームの運営を主体的に関与していく意思と能力がある。従って、「本プラットフォーム」事務局運営の業務委託先として、本新規特命随意契約として締結するものである。	次の点を確認したく選定しました。 ①「受注者は本プラットフォームの設立段階から関与した」とのことですが、何らかの契約に基づく関与でしょうか。 ②関与が契約に基づくか否かを問わず、受注者はどのような経緯により関与することになったのでしょうか(当初からの関与に公正性が認められるかどうかという観点からの質問です)。 ③「事務局業務」とはどのような業務で、受託者にはどのような要件が求められるのでしょうか。 ④「本契約の終了後もプラットフォームの運営に主体的に関与していく意思と能力がある」とのことですが、事務局業務は2022/11/30の契約期間満了後も継続し、かつ、本件の受注者が引き続き受託見込みであるという意味でしょうか。
2	青年海外協力隊事務局	本邦	各種業務委託 /特命随契	JICA海外協力隊待機者向け語学支援(オンラインレッスン)実施業務	460,931,240	2020/8/14	2021/3/31	7	株式会社バー グレーハウス	コロナ禍による語学訓練契約本体の中止に伴い、代替手段の一つとしてオンラインレッスンが必要となったこと、またのべ210日以上と同訓練のため少数言語を含めた専任講師の他業務への転換が極めて困難となり、受注者の(直接かつ現実の)損害を賠償する責任の可能性を踏まえ、同訓練業務を代替する業務として計画された要素も兼ね備えたものであり、受注者のみしか業務の目的を達成することができないため。	・契約金額が多額 ・語学訓練の特殊性及び受注者の他にはない優位性について確認させていただきたい。
3	人間開発部/ ベトナム事務所	在外	賃貸借(物品) /特命随契	Contract of campus rental and management fee for April.1.2020-March.31.2023 / Vietnam Japan University	105,530,018	2020/4/1	2023/3/31	36	Vietnam - Australia Secondary and High School	契約更新	比較的高額であり、今後も継続的に費用が発生すると思われることから、契約及び契約金額の妥当性について確認をさせていただきたい。
4	人間開発部/ ケニア事務所	在外	物品購入 /見積り合わせ	[LOT 2013] Procurement of Testing Kits and Laboratory Consumables for COVID-19 Diagnosis	142,499,128	2020/7/27	2020/8/31	1	Advanced Lab Supplies Ltd.	There was urgent need for testing in Kenya, with the country experiencing increasing numbers of COVID-19 positive patients, who require urgent treatment/isolation. KEMRI therefore requested testing kits from JICA, which were needed as a matter of urgency in order to control further spread of the virus.	コロナ関連で、金額が一番大きかった。

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	責任ある外国人材受入れプラットフォーム(仮称)の事務局業務委託契約
(2) 契約金額	49,992,301 円
(3) 履行期間	2020 年 9 月 7 日～2022 年 11 月 30 日
(4) 契約相手名称	一般社団法人ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン (ASSC)
(5) 担当部署	(契約当時) 経済開発部 民間セクター開発 G 民セク第 1 チーム (2021 年 4 月以降、現在まで) 国内事業部 外国人材受入支援室

《随意契約理由》

◎「責任ある外国人材受け入れプラットフォーム」設立段階から関与し、本契約に求められる要件を満たす唯一の機関であるため。

・ 設立段階からの関与の背景

ASSC は、2018 年から「外国人労働者協議会（ラウンドテーブル）」を設置し、民間企業とともに、労働・人権問題の解決に向けて取り組み、大手企業 20 社以上を巻き込んだ活動を展開している。特に、企業の海外工場での労働者の置かれた実態を踏まえた具体的な解決策を提案する等の実績がある他、企業と協調し企業側の主体的対応を促す実務的アプローチによる経験と実績を有し、アジア諸国の送出し機関とも関係を有することから、JICA はプラットフォームの設置を ASSC と協力することを前提に検討してきた。JICA はこれとは別に、2020 年以降技能実習生や特定技能、留学生等の外国人材の適正な受入推進と、これら人材の帰国後の途上国の産業振興への貢献への期待から、外国人材の受け入れに関与する民間企業、関連団体、NPO、弁護士とともに「外国人労働者の責任ある受け入れ」「安全で安心して生活できる日本の構築」を目指す場として、「責任ある外国人材受入れプラットフォーム」の設置を主導してきた。なお、受注者による、プラットフォーム設立段階での関与は、契約に基づかないもの。

・ 事務局との業務と求められる要件

外国人材の受け入れに関与する民間企業、関連団体、NPO、弁護士等が参画する「責任ある外国人材受け入れプラットフォーム」の（1）設立準備支援（2）参加する組織の開拓・調査（3）プラットフォーム設立後、予定されている各種会議の企画、

調整、運営、意見集約（４）外国人送り出し国の課題調査（５）広報・情報共有：Webサイトの企画、立ち上げ・情報更新、メーリングリスト運営、パンフレット作製（６）プラットフォーム関心組織からの問い合わせ対応（７）優良事例収集と発信を実施。

・本業務実施に必要な要件は以下の通り。

- 外国人材の労働者の権利保護や人権問題に取り組んでいる組織で、労働者の労働実態を踏まえた具体的な解決に向けた取り組みや意見集約、アドボカシー、広報活動の実績があること。
- 外国人材の労働者の権利保護や人権問題に対して、企業側の事情を考慮し、企業側の主体的対応を促す取り組みについて経験を有し、具体的に国内の民間企業と連携した活動を実施していること。
- アジア諸国の送出国とも関係を有し、国内外において効率的に情報の収集や関係組織との関係構築ができること。
- JICA の支援を得ながら JICA とともにプラットフォームを設立することに賛同し、本契約の終了後もプラットフォームの運営を主体的に関与していく意思と能力があること。

・本契約終了後のプラットフォームの運営について

事務局業務終了後の 2022 年 11 月 30 日以降、JICA のプラットフォームへの関与については未定。プラットフォームの運営体制については、プラットフォーム設置後参加企業間で、プラットフォームの法人化や会員からの会費徴収等も含めて議論されているところ。そうした新しい運営体制において受注者が引き続き運営に関与する可能性を否定するものではない。

2. 背景・経緯

（１）責任ある外国人材受け入れプラットフォームと JICA との関係

JICA は 2019 年度の経営戦略において外国人受け入れ支援に取り組む方針を示して以降、当該分野に知見のある外部有識者からの提言を受け、外国人材の受け入れに関与する民間企業、関連団体、NPO、弁護士等とともに、「外国人労働者の責任ある受け入れ」「安全で安心して生活ができる日本の構築」を目指す場として「責任ある外国人材受け入れプラットフォーム」（仮称、以下「プラットフォーム」）の立ち上げに向けた検討を開始した。

同プラットフォームでは、上記役割に加え、外国人材を送り出す途上国側の政府関係機関も巻き込んだ場とすること、外国人材に有用な情報を発信すること等が検討され、外国人材受け入れ支援については、令和 2 年度予算要求において、10 億円規模の予算措置が認められるとともに、内閣官房長官・法務大臣が主催する「外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議」が策定する「政府の外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」においても JICA の取り組みが追記されることとなった。

こうした中で、（一社）The Global Alliance for the Sustainable Supply Chain（ASSC）は、

2018年から「外国人労働者協議会（ラウンドテーブル）」を設置し、民間企業とともに、労働・人権問題の解決に向けて取り組んでおり、プラットフォームにて想定している活動と方向性が一致しているのみならず、既に大手企業を20社以上巻き込んだ活動を展開している唯一の団体であり、JICAはプラットフォームの設置をASSCと協力する形で検討してきた。

JICAは、2020年7月に決裁「『責任ある外国人材受け入れプラットフォーム』（仮称）への参画及び運営支援に関する対応方針等について」（2020年7月1日）にて、本プラットフォームに積極的に参画するとともに、当面の間、ASSCを支援しつつ『共同事務局』を担い、運営にかかる経費を支援することとするを意思決定した。

（2）プラットフォーム概要

1）目的

外国人材の受け入れに係る機関（民間企業、経済団体、弁護士等）がネットワークを形成し、外国人材を取り巻く情報の共有、意見交換、提言の発信等を行ない、責任ある外国人材の受け入れに資する。

2）参加予定団体

プラットフォームの趣旨に賛同する団体に呼びかけを行い可能な限り多くの団体の参加を呼びかける。また、関係省庁は必要に応じてオブザーバーとしての参加を想定する。

3）運営体制

全加盟団体が参加する総会その他、通常の運営については、運営委員会を設置し、諸活動・運営に関する事項を協議する。

3. 業務内容

本業務は、以下の内容をASSCに委託して実施するもの。

- （1）プラットフォーム設立準備支援：短期・中期・長期計画案の策定、関係者の会議調整、会場手配、議事録作成、意見集約
- （2）プラットフォームに参加する組織（民間企業、関係省庁、監理団体、労働組合、NGO）や個人（弁護士等）の開拓・調査
- （3）プラットフォーム設立後、予定されている次の会議の企画、調整、運営、意見集約：フォーラム（総会）、分科会・イベント、運営委員会、国際会議
- （4）外国人送り出し国の課題調査
- （5）広報・情報共有：Webサイトの企画、立ち上げ・情報更新、メーリングリスト運営、パンフレット作製
- （6）プラットフォーム関心組織からの問い合わせ対応（電話、メール）
- （7）優良事例収集と発信

4. 特命随意契約の理由

ASSCは、2018年から「外国人労働者協議会（ラウンドテーブル）」を設置し、民間企業とともに、労働・人権問題の解決に向けて取り組んでおり、既に大手企業を20社以上巻き込んだ活動を展開している。特に、企業の海外工場での労働者の置かれた実態を踏まえた具

体的な解決策を提案する等の実績がある他、企業と協調し企業側の主体的対応を促す実務的アプローチによる経験と実績を有する。この他、アジア諸国の送出し機関とも関係を有する他、「プラットフォーム」の設立段階から関与し、その理念と設立趣旨に基づいた継続的かつ主体的な運営が可能であり、本契約に求められる要件を満たす唯一の機関である。

5. その他

なお、本契約の後「プラットフォーム」が2020年11月16日に立ち上げられた（名称：JP-MIRAI）。その後、登録会員数の増加や内外による期待の高まりや反響が想定以上に大きくなり、JP-MIRAIとして当初計画と比較してより多くの活動を実施していくことが会員企業等と議論され、日本政府の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の改訂などが影響し、本契約では当初想定しえなかった事務局業務量が必要となった。これにより、本契約内容では受注者による対応が困難となったことから2021年9月に早期終了し、別途契約条件を見直したうえで登録会員の関心が高くプラットフォームの基幹業務となり得るテーマの研究会実施など追加業務を含めて別途契約を受注者と締結するに至っている。

以上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	JICA 海外協力隊待機者向け語学支援（オンラインレッスン）実施業務
(2) 契約金額	695,546,060 円
(3) 履行期間	2020 年 8 月 14 日～2022 年 3 月 31 日
(4) 契約相手名称	株式会社バークレーハウス
(5) 担当部署	青年海外協力隊事務局人材育成課

《随意契約理由》

◎2019 年度より 3 年間の予定で委託していた青年海外協力隊向けの語学訓練業務を、COVID-19 を理由に一部中止・縮小せざるを得なくなり、同業務の代替として、同一相手方にオンラインでの同業務を代替として委託することとしたため。

・ JICA 青年海外協力隊に集中的な語学訓練を提供する派遣前語学訓練契約について、2020 年度は COVID-19 蔓延により、協力隊の派遣を中止したことに伴い、委託先に語学訓練も中止せざるを得なかった。当該契約は、毎年度多数の専任講師を長期間傭上して多言語の語学訓練を提供する業務であり、語学訓練中止に伴う他業務への転換が困難な状況。このため、当該契約契約書第 7 条の規定に基づき、語学訓練中止に伴う「受注者の損害を賠償」する責任を負わなければならない可能性があった。同状況に拠り、代替の契約相手方として、他の業者への委託を検討することは困難であった。・業務内容は、約 1,000 名の受講者に多数の言語のオンラインレッスンを提供し、オンラインシステムの構築や、レッスン受講時間の予約・調整業務、教材の作成の業務を含む。

2. 背景・経緯

機構は、株式会社バークレーハウスとの間で、2019～21 年度の 3 か年にわたり、JICA 海外協力隊の派遣前語学訓練にかかる契約を締結。当該契約は、二つの訓練所で実施される毎年度 3 回の隊次に分かれる JICA 海外協力隊派遣前訓練（各隊次 70 日間）において、28 の言語を対象に、集中的な語学訓練を提供するもの。2020 年度は、COVID-19 蔓延により、JICA 海外協力隊の派遣を中止したことに伴い、2020 年 4 月バークレーハウスに対し、年度内の語学訓練を中止する旨、通知。当該契約は、毎年度のべ 210 日以上以上の訓練期間において、少数言語を含めた語学訓練の提供を行い、講師の多くは当該契約の専任で、また少数言語については他に教授の需要は乏しく、語学訓練中止に伴う他業務への転換が極めて困難な状況。このため、当該契約書第 7 条の規定に基づき、機構は、語学訓練中止に伴う「受注者の（直

接かつ現実の) 損害を賠償」する責任を負わなければならない可能性がある。

3. 業務内容

待機中隊員と特別登録者の約 1,000 名の受講者に対する、37 言語の完全予約制プライベートレッスンによるオンライン語学研修の実施で、以下の業務を含む。

- ・ オンラインシステムの構築・提供
- ・ 受講者毎のレッスン受講時間の予約・調整業務
- ・ 語学ごとの難易度別語学教材の作成

4. 特命随意契約の理由

本契約は、背景・経緯で記載した賠償責任の可能性を踏まえた上で、中止となった 2020 年度と規模縮小となった 2021 年度の語学訓練業務を代替する業務として計画されたという要素も兼ね備えたものであり、パークレーハウス以外の法人を契約交渉相手先とする場合、業務の目的を達成することができない。

以上

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	Contract of campus rental and management fee for April.1.2020-March.31.2023 / Vietnam Japan University
(2) 契約金額	105,530,018 円
(3) 履行期間	2020 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日
(4) 契約相手名称	Vietnam - Australia Secondary and High School
(5) 担当部署	ベトナム事務所

《随意契約理由》

◎キャンパス賃貸借について更新する契約として、会計規程 23 条 1 号に相当。

・本契約は、技術協力「日越大学教育・研究・運営能力向上プロジェクト」の投入の一部として、日越大学での教育・研究活動のために、Vietnam - Australia Secondary and High School 校舎の一部を賃借する契約である。

・本契約は、前フェーズの技術協力で締結したキャンパスの賃貸借契約について更新するものである。

2. 背景・経緯

JICA は、2015 年 4 月から 2020 年 3 月まで技術協力「日越大学修士課程設立プロジェクト」を通じ、日越大学（VJU）の組織体制の整備や修士課程の開設を支援してきた。VJU は修士 8 プログラムを開講し、延べ約 260 名の修士取得者を輩出している。後続となる技術協力「日越大学教育・研究・運営能力向上プロジェクト」が 2020 年 4 月から 2025 年 3 月まで、VJU の教育・研究ならびに運営能力を強化することを目的に実施中であり、教育・研究・運営の基盤を確立し、社会および産業界の発展を牽引する人材を持続的に輩出していくことが期待されている。

本契約は、前フェーズに引き続き、VJU が円借款「日越大学ホアラック校キャンパス建設計画」（協力準備調査実施中）によってキャンパスが建設されていない現状において、仮キャンパスとして Vietnam - Australia Secondary and High School の校舎の一部について賃借を行うものである。

3. 業務内容

・VJU での教育・研究活動のために Vietnam - Australia Secondary and High School 校舎の 4~7 階部分（計 2,587 平米）を賃借する。

※本契約は、前フェーズでの賃貸借契約（契約書番号 VN-15-0046、2015 年 10 月 30 日締結）を更新するものである。

※当該技協の実施は 5 年間だが、契約期間は 2020 年 4 月から 2023 年 3 月までの 3 年間としている。

（VJU のキャンパスが円借款により建設されるまで、ベトナム国家大学が建設するホアラク校のキャンパスの施設へ移転が見込まれており、2023 年 3 月までの賃借料を日本側が負担する旨、R/D 別添 1 で合意した。）

4. 特命随意契約の理由

本契約は、前フェーズ技術協力での賃貸借契約を更新するものとして、以下の事由から JICA 会計規程 23 条 1 項（契約の性質又は目的が競争を許さないとき）に相当する。

- ① 当該キャンパスの場所は、越側実施機関であるベトナム国家大学から推薦に基づいて決定されていること
- ② 当該キャンパスの賃料は、同様の条件の他の建物と比較しても最も安価であり、相当だといえること（※なお、インフレによる物価上昇にもかかわらず、同じ契約条件を継続している）
- ③ 前フェーズ技術協力での 5 年間の活動を通じ、学会や学生の間でも現在のキャンパスの場所が広く知れ渡ったこと（変更することで不都合が生じる可能性があること）

以上

日越大学

～日越友好の象徴となる国際水準の研究大学を新設～ (技術協力、有償資金協力)



日越大学の概要

【建学の理念】

- 国際水準の大学、国づくりを担う高度人材育成
日本企業への人材供給・研究拠点の提供

【経緯】

- 2013年：日越首脳間で日越大学構想の実現に向けて両政府が協力することを確認
- 2014年：越国首相がベトナム国家大学ハノイ校傘下に日越大学の設置を決定
- 2015年：日本政府内閣官房に「日越大学構想の推進に関する関係省庁会議」設置
- 2016年：日越大学学長就任、修士課程開講
- 2020年：学士課程開講

【運営体制】

- 理事会：日越両国から各10名、計20名
- 学長：古田元夫 東大名誉教授

【在籍学生】

学士課程：149名
修士課程：127名
合計：276名 (2021年11月時点)

JICAの協力

【技術協力】

- フェーズ1：2015年開始(5年間)
目的：組織体制の整備、修士課程の開設
- フェーズ2：2020年開始(5年間)
目的：大学運営能力向上、修士課程の運営、
学士課程の開設、研究・産学連携
- これまでの成果
大学定款の制定、修士開設(8プログラム)、学士開設(2プログラム)、ISI/SCOPUS論文(170件)、
他大学等との協力覚書(39大学・機関)

【有償資金協力】

- 協力準備調査を実施中
- 2028年頃を目処に新キャンパス完工予定

【日本との関係】

- 東大、早大など7つの本邦大学が協力
- 卒業生約260名のうち、約60名(約23%)が日本企業に就職、または本邦大学博士課程に進学
- 日本企業との連携講座実施、在越日本企業スタッフへの研修提供、企業等奨学金(35社、9団体、9個人)



現在の日越大学の校舎
(4~7階を使用)



授業の様子



図書室

案件概要シート（競争性のない随意契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	[LOT 2013] Procurement of Testing Kits and Laboratory Consumables for COVID-19 Diagnosis
(2) 契約金額	KES(ケニアシリング) 139,957,500(≒142,499,128 円)
(3) 履行期間	2020年7月27日～2020年8月31日
(4) 契約相手名称	Advanced Lab Supplies Ltd.
(5) 担当部署	ケニア事務所

《随意契約理由》

◎(競争性のない随意契約とならざるを得ない理由)

当時はケニアでは、新型コロナウイルス感染が増加・拡大していた時期であり、供与先のケニア中央医学研究所（KEMRI）は周辺国と国内の検体を24時間体制で検査実施しており、検査キットの不足が生じていたところ、緊急的な支援が必要とされたため、見積もり合わせによる現地調達を実施した*。

(契約概要)

契約相手方：Advanced Lab Supplies Ltd

契約金額：KES 139,957,500-（142,499,128 円）

契約締結日：2020年7月7日（納期：2020年8月14日まで）

納入先：Kenya Medical Research Institute (KEMRI)

契約内容：新型コロナウイルス感染症診断検査キット 50,000 検査分の調達

*註：本件見積り合わせにより、通常のスケジュールで入札を行った場合と比較して、5-6週間程度の調達に要する期間が短縮された。

2. 背景・経緯

本調達を実施した個別専門家案件「疾病サーベイランスアドバイザー」は、感染症サーベイランスの全国普及及びケニア中央医学研究所（KEMRI）を始めとする国内外の研究機関との連携をもって感染症対策の強化に寄与するもの。

ケニアでは2020年3月中旬に新型コロナウイルスの初感染が確認されて以降、2020年3月25日に商用便が止まりロックダウンとなった。JICAは4月中旬には事務所員等も本邦へ退避した。その後、感染が拡大し、6月24日には5,206名の感染が確認され、ケニアの医療機関や研究機関は新型コロナウイルスの検査対応を24時間体制で実施していた。

供与先のKEMRIは、ケニア国内のみならず周辺国からの検体も受け入れ、検査を実施していた。ケニア及び周辺国の感染拡大の影響で検査キット不足が生じ、保健省から検査キッ

ト 5 万回分の支援要請を受けたところ、新型コロナウイルス感染症の早期発見の促進により感染拡大の抑制に寄与することを目的として実施したものの。

3. 業務内容

・新型コロナウイルス感染症診断検査キット 50,000 検査分の供与(内訳:検査キット 50,000 検査分、DNA・RNA 採取キット 50,000 検査分、担体分子検査キット 50,000 検査分、プレート 50 個、チップ 70 箱)

4. 特命随意契約の理由

本件は、特命随意契約ではないが、競争性のない随意契約として見積合せを採用した。上述の通り、当時のケニアは感染拡大の時期で、KEMRI は 24 時間体制で検査を実施しており検査キットの不足が生じ、緊急的な支援が必要とされた。

以上

2021年度上半期契約実績

1. 競争性のない随意契約

	通期実績			上半期実績	
	2018年度	2019年度	2020年度	2020年度	2021年度
件数	686件 (24.2%)	907件 (32.9%)	887件 (36.6%)	524件 (51.5%)	650件 (41.2%)
金額	207億円 (20.8%)	151億円 (20.0%)	185億円 (18.7%)	98億円 (25.7%)	135億円 (24.3%)

(注) 上半期実績のうち、2021年度は暫定値。

- ① 2021年度上半期における競争性のない随意契約は、前年度同期比で件数・金額共に増加したが、全契約に占める割合は件数ベースで-10.3pt、金額ベースで-1.4pt減少した。2020年度上半期は、緊急事態宣言発令で契約件数が落ち込んだことが、割合増の一因と考えられる。
- ② 2021年度上半期のその他の契約は、競争入札が【183件(11.6%) / 71億円(12.8%)】、企画競争、公募等を含む競争性のある随意契約が【746件(47.2%) / 350億円(63.0%)】となっている。
- ③ 競争性のない随意契約となった主な調達を種別ごとに見ると、次の表のとおり。契約金額ベースで「各種業務委託」、「技術協力研修」、「システム関連(開発・運用・保守)」、及び「賃貸借(家賃)」が上位を占める構造は、コロナ禍以前より変わっていないが、昨年度からの傾向として、在外事務所においてコロナ対策の医療機材等、緊急を要する調達が大きく増加したことから、「物品購入」(82件(12.6%)、33億円(24.2%))が金額ベースで2位となり、「技術協力研修」や「システム関連」も増加、「ローカルコンサルタント」は前年度とほぼ同割合(98件(15.1%)、4.4億円(3.3%))となっている。

<表> 競争性のない随意契約に占める主な調達(2021年度上半期金額実績上位6位)

	2020年度上半期				2021年度上半期			
	件数		金額(千円)		件数		金額(千円)	
各種業務委託	145	(27.7%)	3,178,066	(32.6%)	211	(32.5%)	3,191,104	(23.7%)
物品購入	43	(8.2%)	663,793	(6.8%)	82	(12.6%)	3,258,774	(24.2%)
技術協力研修	106	(20.2%)	1,831,589	(18.8%)	127	(19.5%)	2,882,391	(21.4%)
システム関連(開発・運用・保守)	26	(5.0%)	1,478,644	(15.2%)	27	(4.2%)	2,565,403	(19.0%)
賃貸借(家賃)	83	(15.8%)	1,299,187	(13.3%)	72	(11.0%)	530,627	(3.9%)
ローカルコンサルタント	77	(14.7%)	338,640	(3.5%)	98	(15.1%)	441,952	(3.3%)
(競争性のない随意契約)合計	524	(100%)	9,758,366	(100%)	650	(100%)	13,484,241	(100%)

(注) 上位4位が突出しているため、5、6位は比較のために掲載。

2. 一者応札・応募

	通期実績			上半期実績	
	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2020 年度	2021 年度
件数	408 件 (25.6%)	600 件 (32.4%)	443 件 (28.8%)	134 件 (27.1%)	307 件 (33.0%)
金額	269 億円 (44.2%)	251 億円 (41.7%)	397 億円 (49.1%)	165 億円 (58.6%)	206 億円 (48.9%)

(注1) 実質継続契約を含まない、新規契約のみによる実績。

(注2) 上半期実績のうち、2021 年度は暫定値。

- ① 2021 年度上半期における競争性のある契約のうちの一者応札・応募は、前年度同期比で増加 (+173 件、+41 億円) し、全体の契約に占める割合も件数ベースでは増加 (+5.9pt) している。一方、金額ベースでは減少している (-9.7pt)。
- ② 一者応札・応募となった契約の主な調達を種別ごとに見ると、次の表のとおりとなる。件数ベースでは従来の傾向を継続して「コンサルタント等契約」が多い一方、「技術協力研修」の件数が大きく増加している。これは、2020 年度はコロナ禍で本邦への研修員受入が中断し契約件数が大きく落ち込んだものの、2021 年度はオンラインによる遠隔研修が定着し、再び契約件数が増加したことが背景として考えられる。また、2020 年度上半期には大規模改修工事の契約がされたことから金額ベースで 3 位であった「工事(建設、土木も含む)」は今年度実績 1 件のみとなり、「物品購入」(前年度金額実績 9 位) と入れ替わった。

<表> 一者応札・応募となった契約の主な調達 (2021 年度上半期金額実績上位 5 位)

	2020 年度上半期				2021 年度上半期			
	件数		金額 (千円)		件数		金額 (千円)	
コンサルタント等契約	46	(34.3%)	8,532,682	(51.7%)	140	(45.6%)	15,980,530	(77.7%)
各種業務委託	27	(20.1%)	572,007	(3.5%)	34	(11.1%)	2,139,262	(10.4%)
技術協力研修	14	(10.4%)	261,181	(1.6%)	57	(18.6%)	817,527	(4.0%)
建物管理・保守	7	(5.2%)	4,731,491	(28.7%)	1	(0.3%)	763,950	(3.7%)
物品購入	7	(5.2%)	62,627	(0.4%)	20	(6.5%)	290,576	(1.4%)
(一者応札・応募契約) 合計	134	(100%)	16,509,449	(100%)	307	(100%)	20,557,167	(100%)

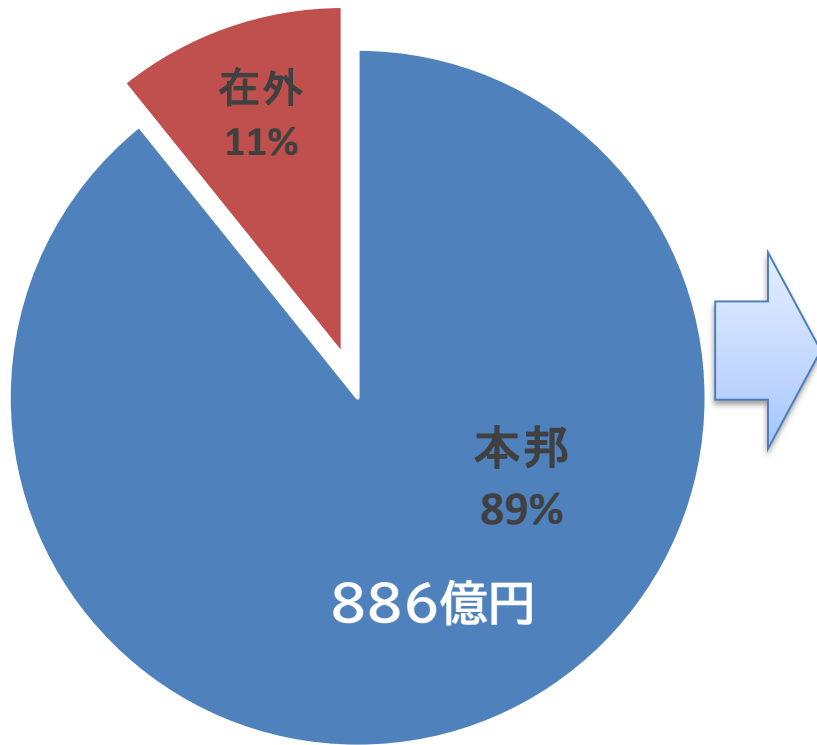
2021年度第2回契約監視委員会 一者応札分析

2021年12月21日

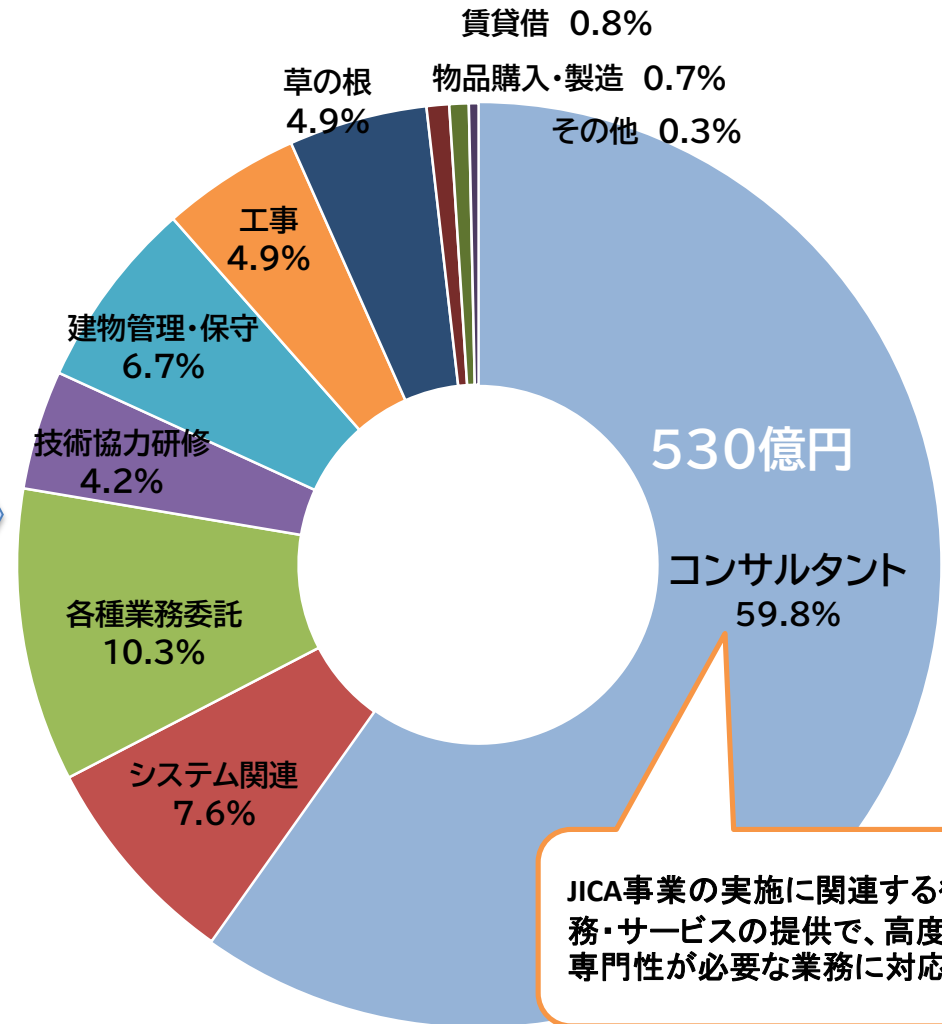
JICA調達・派遣業務部

JICA契約実績(2020年度)

2020年度契約実績:993億円

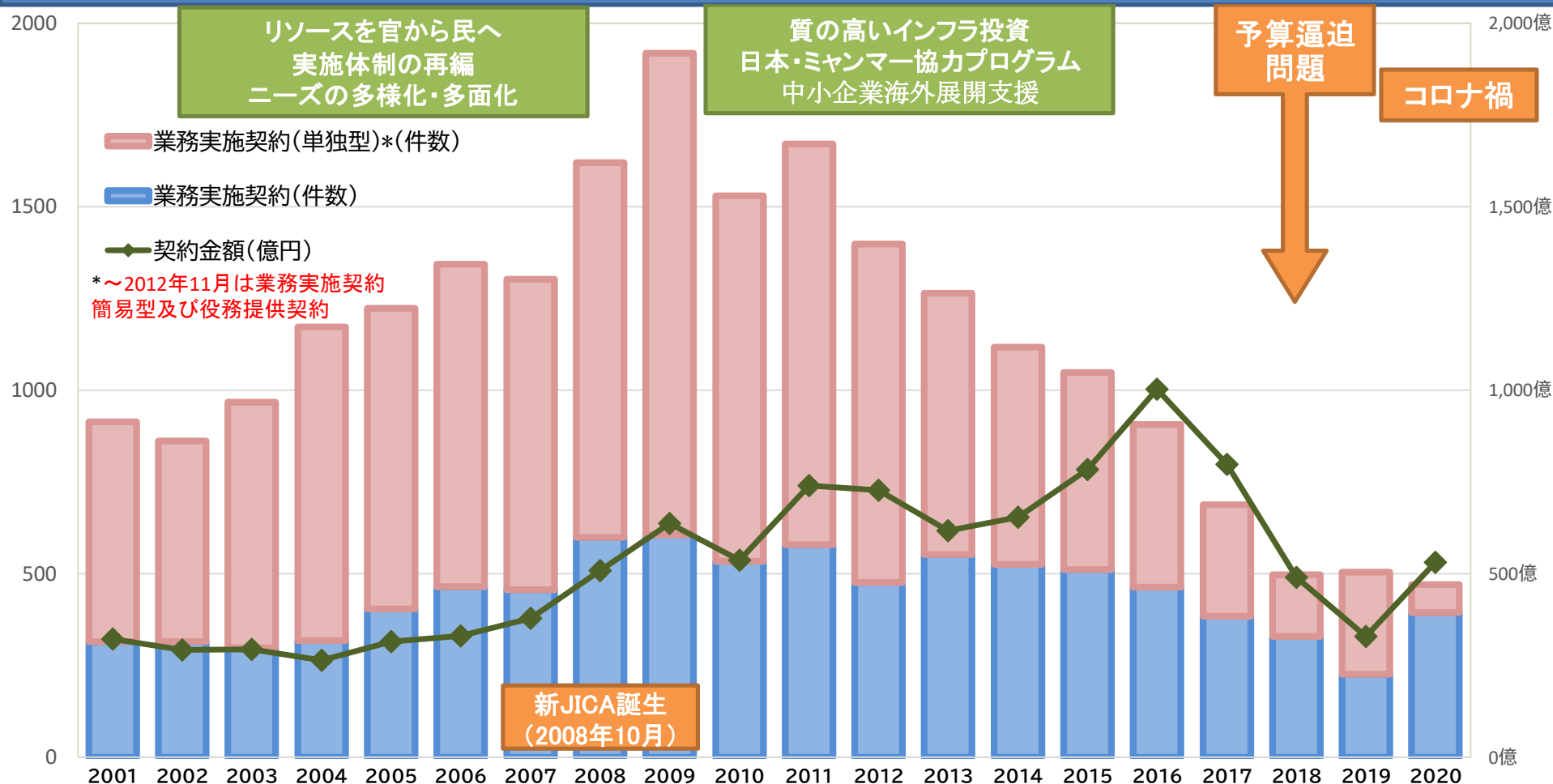


本邦契約実績の内訳(886億円)



JICA事業の実施に関連する役務・サービスの提供で、高度な専門性が必要な業務に対応

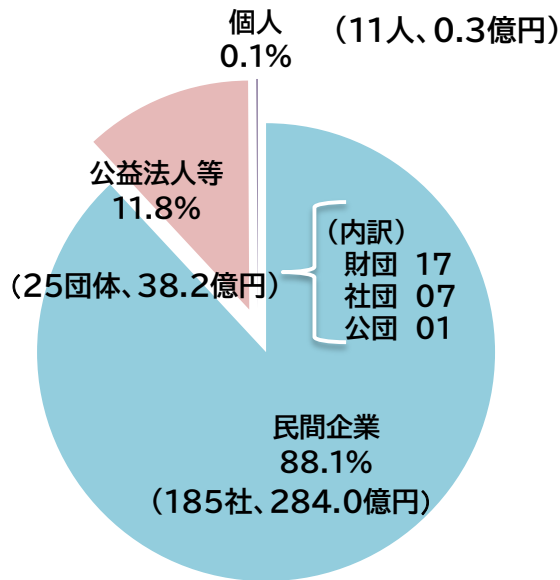
コンサルタント等契約実績の推移



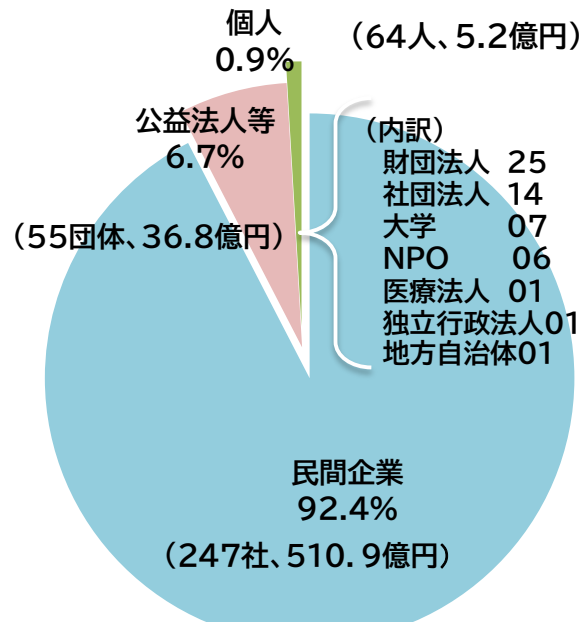
- 2000年代は、官から民へリソース転換が進み、民活技術協力プロジェクトやコンサルタント専門家導入、また実施体制再編、スキーム別から課題別へ転換、アフガン支援等ニーズ多様化を受けて、金額・件数共に増加傾向。
- 新JICA誕生後の2010年代は質の高いインフラ協力の推進(例:デリー高速輸送システム建設事業(デリーメトロ)、ジャカルタ都市高速鉄道事業(メトロ南北線)等)、ミャンマー支援拡大、民間連携事業促進が進み、案件の大型化傾向から件数は減少する一方で金額は増加傾向。
- 単独型の減少の理由として、詳細設計策定調査の業務実施化、評価業務の減少(終了時、中間評価)及び事後評価の地域別バッチ化等が考えられる。

受注者区分別受注実績の変遷(契約金額)

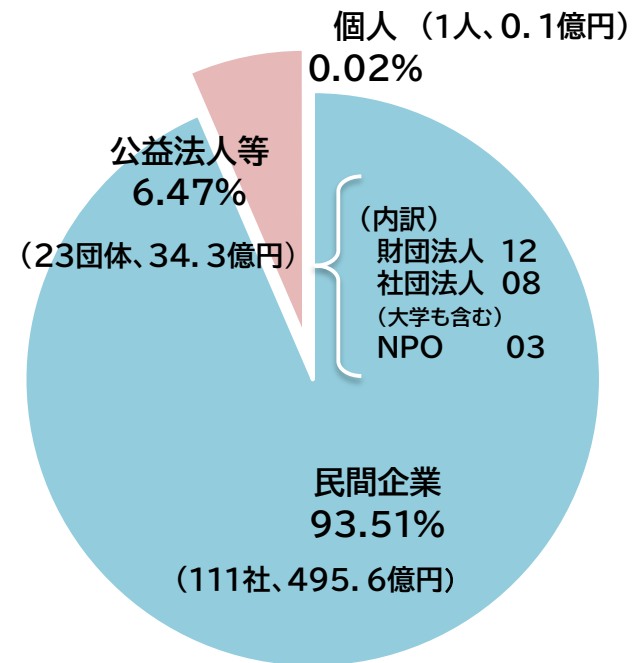
2001年度
(322.5億円)



2010年度
(552.7億円)



2020年度
(529.9億円)



【受注先の変遷】

●契約全体

- ①法人全体: 210→302→134
- ②民間企業: 185→247→111 (5.4ポイント増)
- ③公益法人等: 25→55→23 (5.3ポイント減)
(大学・NPOなど多様化)

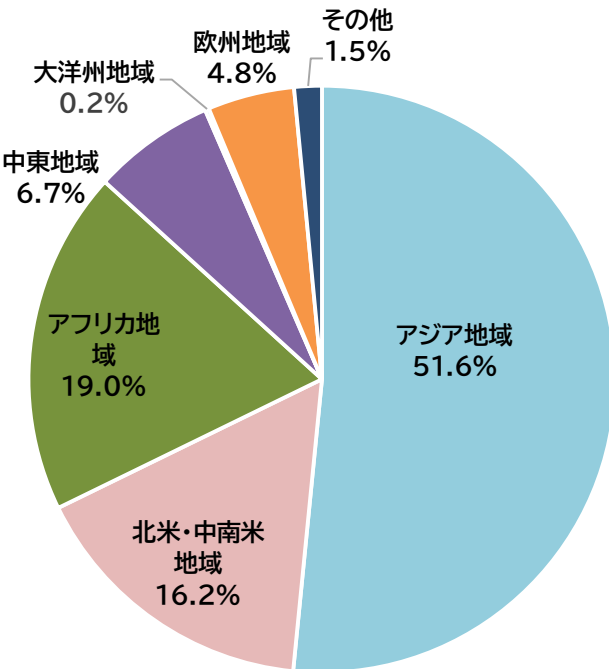
●業務実施(共同企業体の場合は代表のみ)

法人全体: 87→138→101

地域別事業実績の変遷

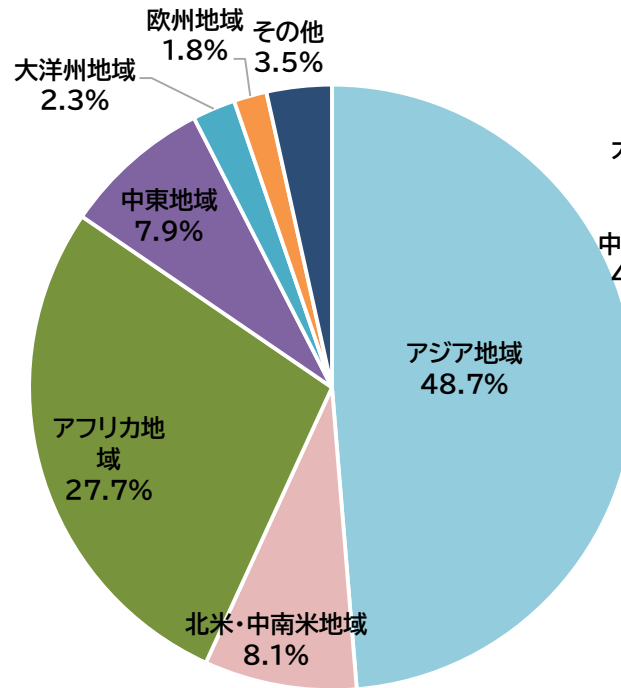
2001年度
(322.2億円)

対象国:100ヶ国



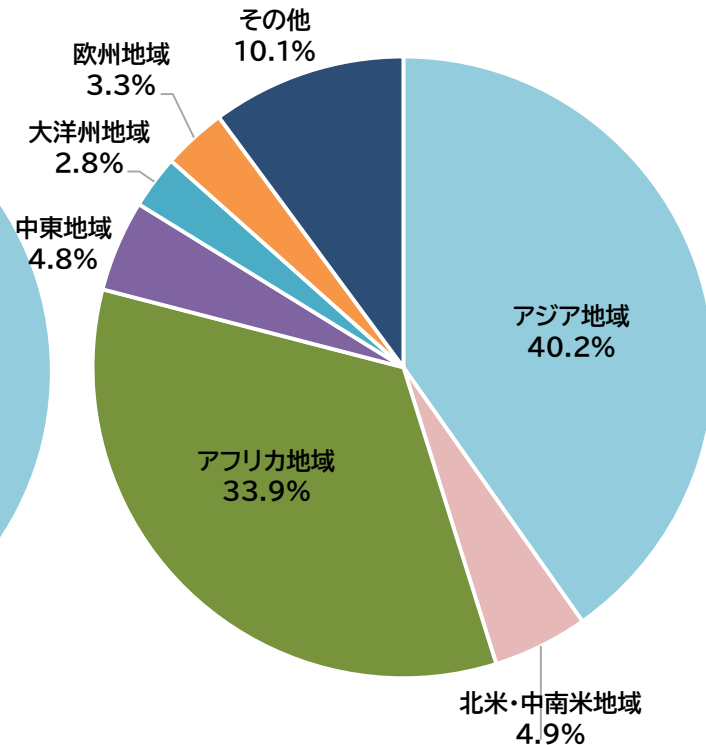
2010年度
(540.2億円)

対象国:119ヶ国



2020年度
(529.9億円)

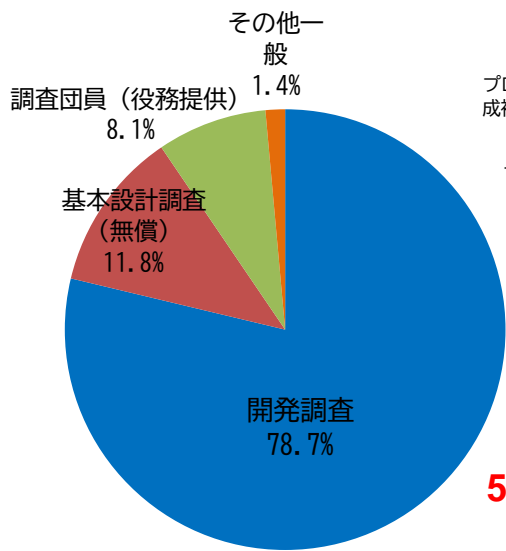
対象国:87ヶ国



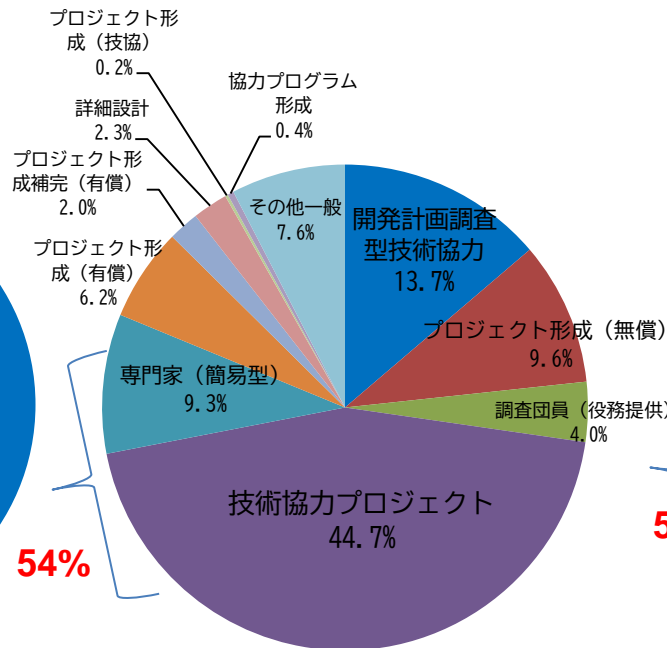
- 対象国は100ヶ国から約2割増加(約120ヶ国)。ただし、近年は横ばい。
- アジア地域の相対的減少(51.6→40.2%)、アフリカのシェア増大(19%→33.9%)

業務内容別事業実績の変遷(契約金額)

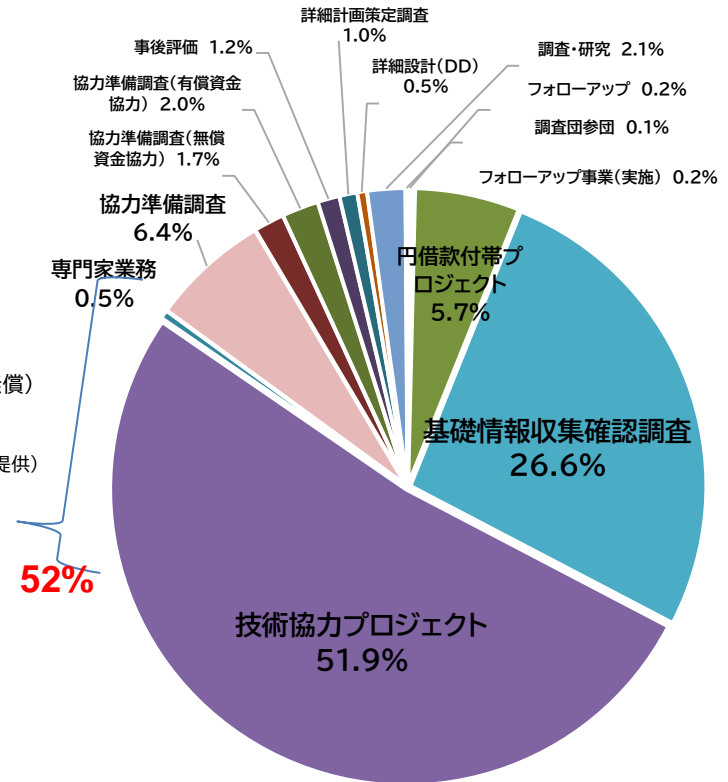
2001年度
(322.5億円)



2010年度
(552.7億円)



2020年度
(529.9億円)



- 民活が導入された技術協力プロジェクト、専門家派遣の領域が拡大(0%⇒54%⇒52%)。うち専門家業務はコロナ禍では減少しているが、遠隔実施を含めた技術協力プロジェクトの割合は引き続き高い。
- 新JICA発足に伴い有償資金協力の関連業務など、業務が更に多様化。
- 基礎情報収集調査をはじめとする調査スキームの多様化も進んでいる。

コンサルタント等契約を取り巻く環境の変化

(1) 受注状況の変化

- ① フラットな競争の傾向は2010年度以前より継続。
- ② 受注者は多様化・増加しているが、公益法人等の参加は伸び悩み気味。

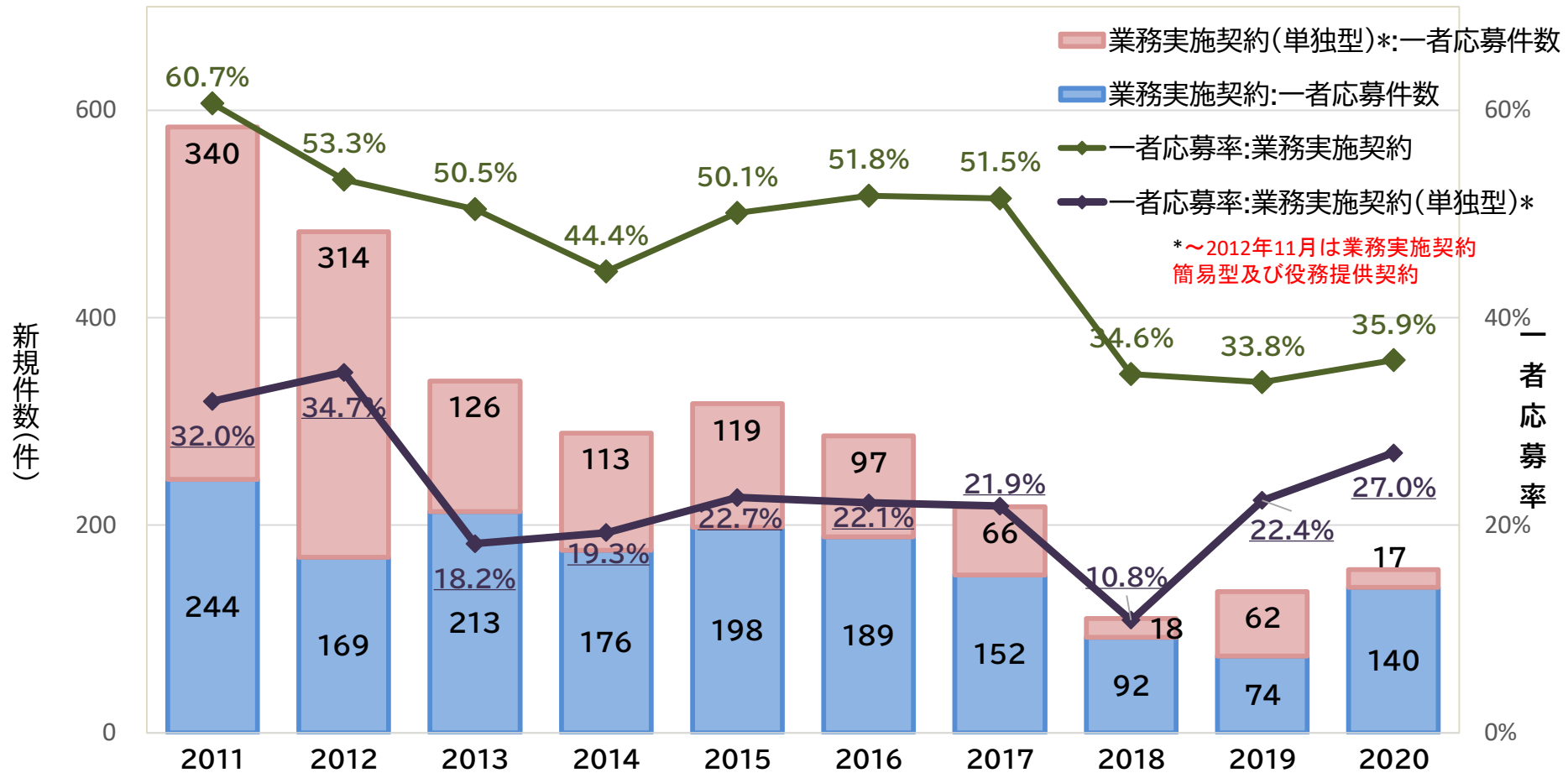
(2) 業務の多様化＝2007年以降継続

- ① 技術協力事業への適用拡大、JICAの組織改編等により、コンサルタント等を活用する分野が拡大し、業務内容が多様化。
- ② アフリカ、アフガニスタン等への支援強化に伴い対象国が増加。

(3) 年間案件数の減少と契約金額の増加＝案件の大型化

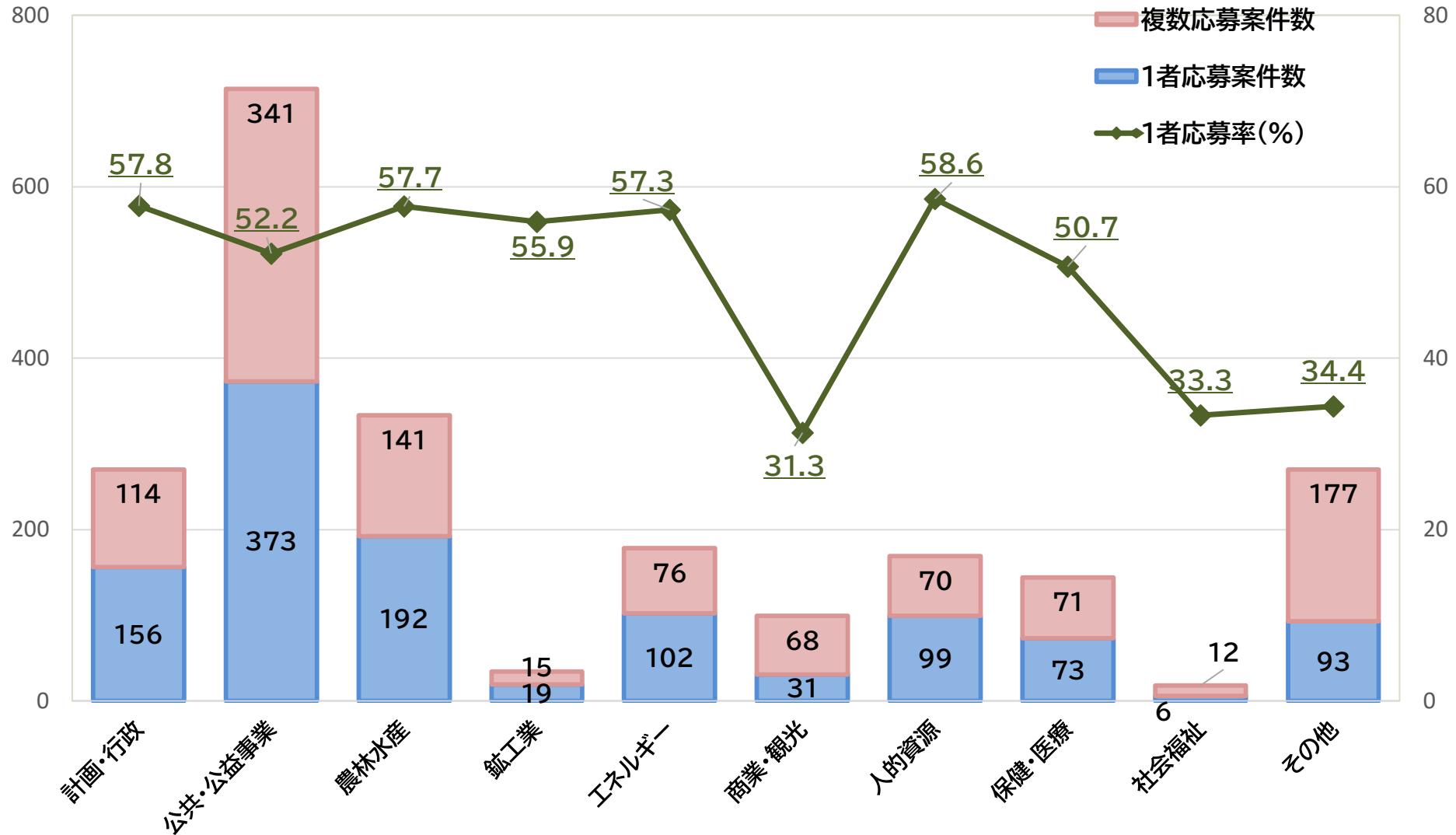
- ・この10年間で、案件数では約3分の1に減少した一方、金額では約7割程度を維持している(2011/2020比較)。
- ・また、予算逼迫前の2017年度と2011年度の比較で見ると、案件数は4割程度に減少しているが、契約金額は同程度維持。

1者応募率の推移

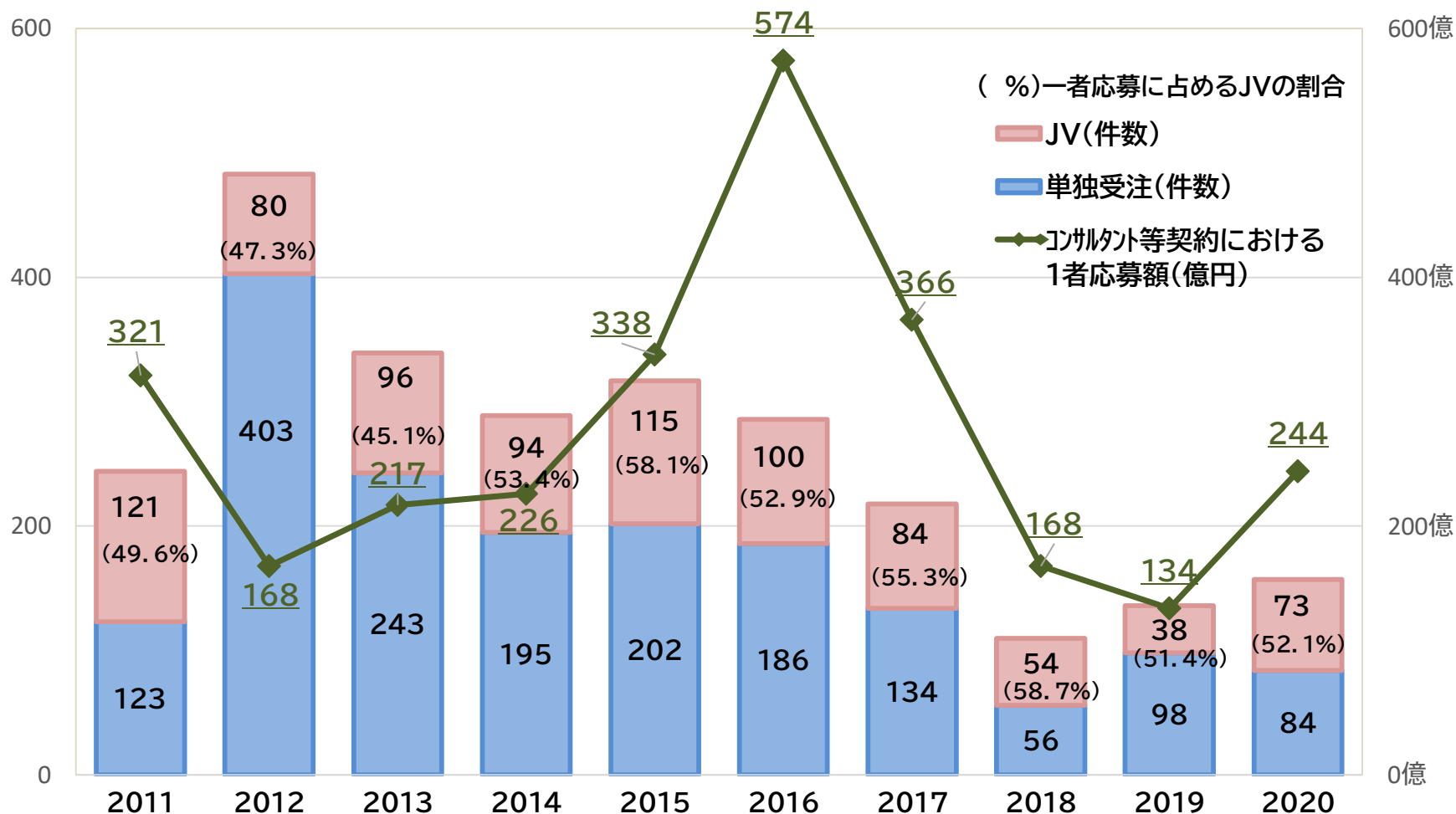


- 業務実施契約は、2017年までは毎年度50%を超える(2014年を除く)高い水準で推移していたが、2018年度以降は30%台が定着している。
- 業務実施契約単独型については、10~30%近辺の水準で推移。
- 2018年度は、JICAの予算逼迫問題を受けて発注量が激減し、一者応募率が大幅に減少。
- 一者応募件数が減少する一方、競争性のない随意契約による契約件数も増加傾向ではない。

業務分野と一者応募率(業務実施契約)

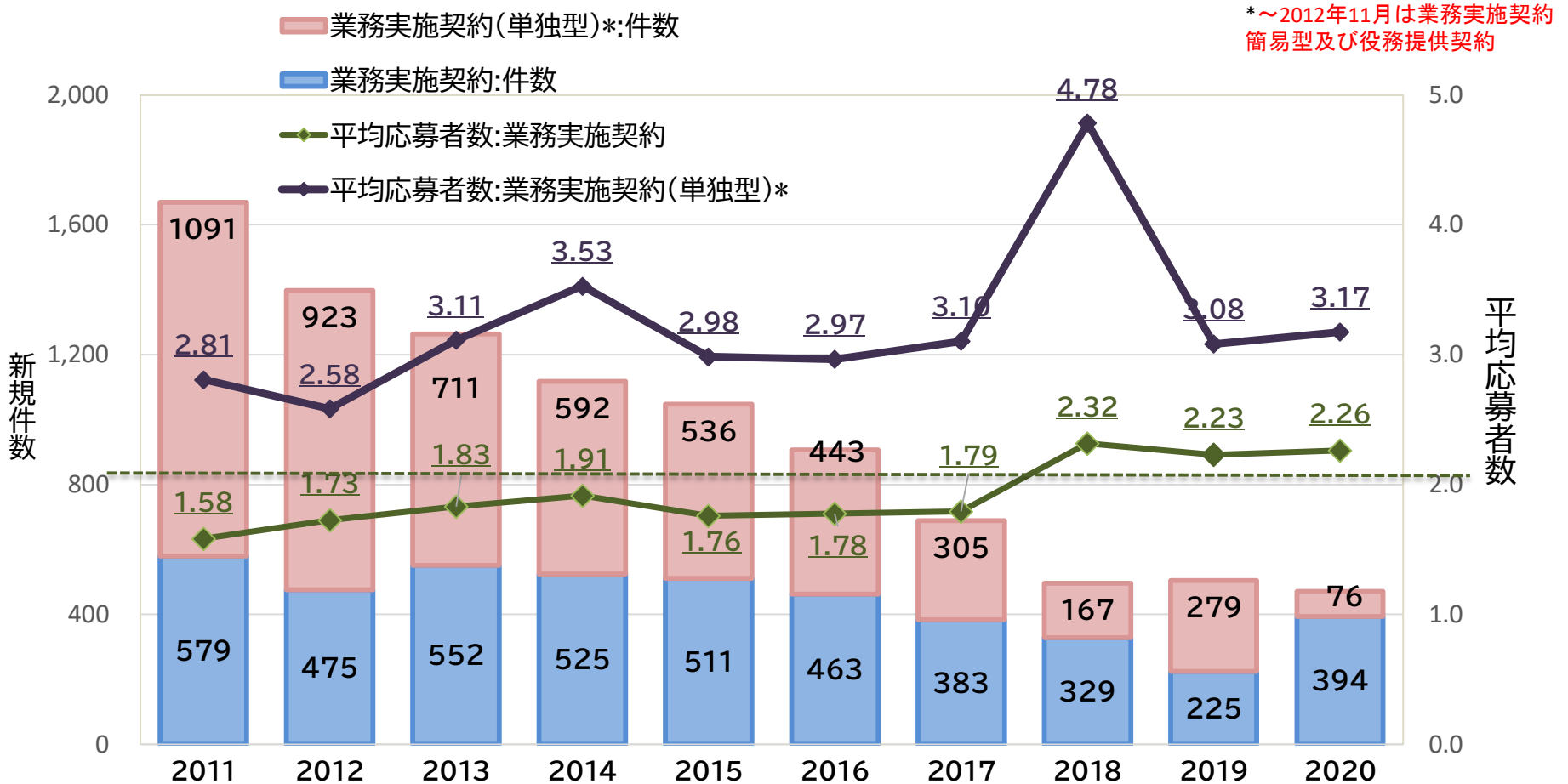


1者応募に占めるJVの割合



➤ 一者応募の件数自体は減少傾向にあるが、一者応募に占めるJVの割合は50%前後で推移しており、一定の割合でJVによる応募が継続している。

平均応募者数の推移



- 業務実施契約については概ね横ばいで推移。2005年度以降2.0を切っている状況であったが、案件数の減少も影響してか2018年度以降はやや改善傾向にある。
- 業務実施契約単独型については、2013年度以降3.0前後で推移。
- 2018年度についてはJICAの予算逼迫問題を受けて発注量が激減し、平均応募率が引き上がっている。

新規契約の契約区分別受注者数推移

	新規契約										
			業務実施契約					業務実施契約(単独型)			
	契約 件数	受注 者数	契約 件数	受注者数			契約 件数	受注者数			
				単独受 注法人	JV代表 者法人	JV構成 員法人		法人	個人		
2016年度	824	295	382	205	86	87	129	442	153	144	9
2017年度	620	247	316	187	81	75	121	304	120	109	11
2018年度	437	184	270	157	62	69	102	167	72	66	6
2019年度	504	177	225	127	55	54	85	279	96	92	4
2020年度	470	196	394	186	85	75	127	76	45	44	1
				*1	*2	*2	*2		*1		

※ 新規契約のみを対象とし、継続契約(期分け契約の2期目以降)を排除。

※ 受注者数は1件以上受注実績のある法人・個人の数

*1 1受注者が業務実施契約と業務実施契約(単独型)を受注している場合は重複カウントとなる

*2 1受注者が単独・JV代表者・JV構成員として複数の契約を受注している場合は重複カウントとなる

➤ コンサルタント等契約における受注者数の比較において、受注者数だけで見ると減少傾向だが、契約件数に対する受注者数は一定程度の比率で推移しており、必ずしも特定の受注者に集中傾向ではない。

コンサルタントへのヒアリング結果

1 JV設立の背景

(1) 業務の専門性・業務量への対応

昨年から続く発注量の急増に伴い、1社や2社では人員を手当できない状況が深刻化。特に業務主任者が不足。

(2) 競争相手の減少

応札戦略の基本となっている。詳細計画策定調査受注企業間のJV制限などの措置を講じない限り、コンサルタント企業は競争削減のためJV構成員を増やすことを止めることはない。

(3) 価格競争の回避

価格を20%下げくらいなら、1~2分野を与えて競争をなくしたほうが利益になるという考え方であり、総合評価落札方式及びQCBS方式本格導入後、一般化した。

(4) 戦略的な協力関係の強化

1 案件あたりの業務量が増えていること、多分野に跨る業務が増えていること、業務範囲が広がっていることからJVの必要性が一層増していることも、JV構成員数が増えている背景として考えられる。

コンサルタントへのヒアリング結果

2 JVを減らすための方策

(1) 発注量の平準化

昨今1者応札が増加しているとすれば発注量が最も大きな要因。

(2) 価格点割合の引き下げ

価格点満点を予定価格 90%にするなど、価格引下げ影響を少なくしない限り、価格競争回避を理由とした1者応札は減ることがない。

(3) 選定評価点の配分の変更

① 応募意欲を高める方策として、第二章の評価配分を増やし、第三章の評価配分を減らしてはどうか。

② 実績重視の選定評価から、新規参入もしくは若手にも配慮したを配分への移行。

(4) 請負方式(ランプサム化)への移行

業務主任者等のダブルアサインが可能となる。(国交省はダブルアサインを認めている)

JICA業務は、次の3つの経験・能力が求められる。

①分野の専門性

②地域性

③事業スキームの習熟

- 各案件で求められる要素に供給側のリソースが十分に合致しない場合、JVによりリソースの相互補てんが試みられ、ひいては競争参加者の集約による1者応募(JVによる応札)が引き起こされる可能性が考えられる。
- 特に、昨今の対象地域の多様化(アジア地域以外への展開)、分野の複雑化や複数分野をカバーする大型案件の増加、スキームの細分化・多様化の他、競争相手の減少、戦略的な協力関係の強化、価格競争の回避等の要因から、JV形成に帰結している。

1者応募に対するJICAの取り組み

	対 策
<p>応募しやすさ 向上への取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 調達予定案件情報の公表(プレ公示)の本格実施(2011年度) ● 調達情報HP上に新規参入者向けのページ(初めてご応募いただく方へ)を開設(2011年度) ● 若手育成加点の導入(2013年度) ⇒若手人材(35~45歳)の総括又は副総括を提案した場合、 プロポーザル評価点に3点加算 ● 外部からの補強に係る制限の緩和(2016年度) ⇒業務従事者の3/4以下(JVは1/2まで)の制限を、「目途」に変更 ● 外国リソース活用の制限緩和(国籍条件等の廃止)(2018年度) ⇒JV構成員としての外国法人(本邦法人登記不要)の参入可 ● 公示書類の配布方法見直し(2021年度) ⇒企画競争説明書等をHPに掲載、一者応募時の辞退理由書の 取付廃止
<p>手続き合理化 の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種ガイドライン、手引き等の改正(随時) ● 部分払の簡素化(活用拡大)と中間概算払の廃止(2014年度) ⇒部分払対象費目を絞ったうえで、進捗に応じて支払い。 ● 電子プロポーザルの全件導入(2020年度) ● 電子入札システムの導入、適用案件の拡大(2020年度) ● 見積書、請求書、精算報告書の電子データ提出(2020~2021年度)

【参考資料】
JICAコンサルタント等契約について

JICAの委託業務の特性

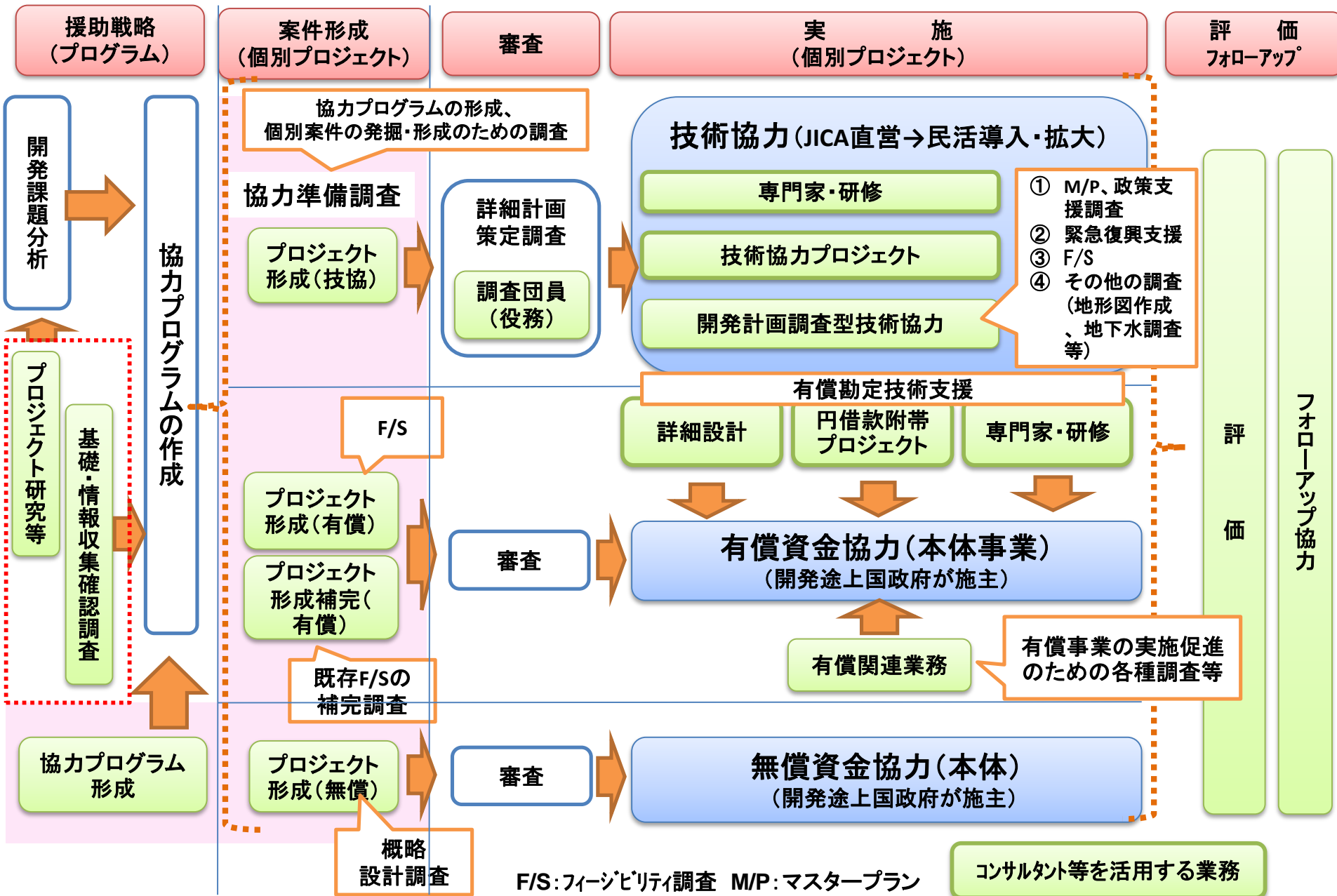
JICAがコンサルタント等に委託する業務は、開発計画の企画立案、人材の育成・能力開発などハード面、ソフト面双方を含む課題を対象とし、対象分野も経済インフラから教育・保健まで多岐に亘っている。国内公共事業におけるコンサルタント等への委託業務と類似点もあるが、同列では論じられない面が多い。

- ① JICAコンサルタント等契約業務では、公共の制度や市場が十分に整備されていない途上国において、外国語をベースにして、相手国政府機関と共同で行うことが求められる。高い専門能力に加えて、海外での交渉力・調整力等の総合的なコミュニケーション能力が業務の遂行上大きな要素となる。また、資金協力事業の調査・計画・設計の業務は、大規模かつ包括的な業務が多く、国内公共事業の選定方式に照らした場合には、大半が「企画競争(プロポーザル方式)」による選定に該当するものである。
- ② 発注者はJICAだが、サービスの提供先である途上国の政府機関と共同で事業を実施することから、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在する。業務遂行に伴う様々な判断に必要な情報の入手という意味で、一般的に先行する業務に関与したコンサルタント等が競争優位を形成しやすい。
- ③ 二国間政府ベースの開発援助業務として実施されるコンサルタントサービスの質は、成果品や技術移転のレベルはもとより、「二国間の信頼関係の構築」にも影響するので、こうした視点からの費用対効果の検討も必要となる。

コンサルタント等を活用している業務①

業務の分類		業務の概要	
情報収集・分析	基礎情報収集・確認調査	国・課題等に関する基礎的な情報の収集・分析等	
	プロジェクト研究等	新しい課題や事業手法等に関する情報の収集・分析等	
協力プログラム形成	協力準備調査 (協力プログラム形成調査)	協力プログラム形成のために行う調査	
資金協力事業 の計画・設計業務	協力準備調査 (プロジェクト形成(有償))	有償資金協力事業を想定したF/S	
	協力準備調査 (プロジェクト形成補完(有償))	有償資金協力事業を想定し、既存のF/Sの補完・見直し	
	協力準備調査 (プロジェクト形成(無償))	無償資金協力事業を想定した概略設計調査	
資金協力事業 の関連業務	有償資金協力(有償関連業務)	事業実施促進のための各種調査等	
	無償資金協力	事業化調査(設計見直し)、事後状況調査等	
技術協力	協力準備調査 (プロジェクト形成(技協))	技術協力事業の案件形成	
	技術協力プロジェクト	人材育成、研究開発、技術普及、制度構築への支援	
	開発計画調査型 技術協力	マスタープラン(M/P) 及び政策立案支援調査	公共事業計画策定などのM/P作成への支援や財政改革・法制度整備など政策立案への支援
		緊急支援調査	自然災害や紛争などにより被害を受けた基礎インフラの復旧・復興等への支援
		フィージビリティ調査(F/S)	自国政府ないし他のドナーによる事業化を想定したF/S
		その他の調査	地形図作成、地下水調査に関する支援
	技術協力専門家派遣	技術協力のための専門家の個別派遣	
	有償勘定技術支援	有償資金協力事業の迅速・円滑な実施・達成、開発効果向上を目的とする業務(詳細設計、円借款 付帯プロジェクト、専門家・研修)	
評価	事後評価(終了案件評価)他		
フォローアップ協力	終了案件の裨益効果を高めるための追加支援		
調査団員	JICAが直接実施する調査における技術支援		

コンサルタント等を活用している業務②



JICAの業務の特性①

途上国政府は「日本に対する信頼」に基づき支援を要請し、
JICAは、日本の優れた技術や知識に基づく優れた開発支援を行うことで、
途上国の「日本に対する信頼」を構築する。



JICAの委託業務の特性②

- JICAのコンサルタント等業務は、インフラ部門の業務でいえば、上流の企画・構想、調査計画の業務と、ハード本体を効率的・効果的に運営・維持するための能力開発(技術協力プロジェクト)であり、これらの業務においては高い質を要する。

上流

中流

下流

企画・構想

調査・計画

設計

実施・施工

運営・維持

協力準備調査

F/S、F/S補完(有償)

有償資金協力
(本体事業)

詳細設計

相手国政府
が施主

概略設計(無償)

無償資金協力
(本体事業)

協力プログラム形成

M/P
政策策定支援

開発効果の発現

技術協力プロジェクト

ハード本体を活用・維持管理するための能力開発

JICAの委託業務の特性③(代表的な変動要因)

<共通>

- 途上国実施機関の負担事項の未実施
 - ・ 先方の相手方となるスタッフ配置の遅れ、施設整備の遅れなど
- 途上国実施機関の体制変更、それに伴う作業スケジュールの変更
 - ・ 実施機関の責任者・中心スタッフ等の交替、組織の改編など
- 治安状況による中断等

<調査業務>

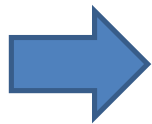
- 事業スコープの変更、それに伴う自然条件調査や技術検討項目等の調査範囲の変更
 - ・ 途上国政府側の要請内容の変更など
- 途上国政府との協議・合意のための追加派遣
 - ・ 途上国政府の要望と合理的な調査判断との乖離とその調整など
- 想定外の状況に伴う追加調査
 - ・ 地雷、不発弾、文化財、その他既設埋設物等が想定外に見つかる場合もある

<技術協力>

- 活動内容の変更
 - ・ 実施プロセスにおける関係者の間での議論や検討の結果を踏まえた目標達成のための活動の工夫・見直し
 - ・ JICAと途上国政府が設置する合同調整委員会での議論・決定による変更など
- 機材内容の変更
 - ・ 先方政府の要望の変更など

JICAのコンサルタント等調達制度の特徴

- 国際的な援助機関の選定方式をベースとして制度設計され、30年以上の運用実績があり、技術協力の質を担保する制度として定着している。
- 現行の調達制度の主な特徴は次のとおり。
 - ① 個別案件ごとに直接人件費、直接経費、間接費を積上げて積算(所謂「歩掛」はない)
 - ② 価格競争制度の導入(総合評価落札方式・QCBS方式)
 - ③ 企画競争における価格斟酌制度の存在(同じような質ならば価格を考慮する)
 - ④ 実際に従事した期間(人月)を確認し、支払いを行う方式をとっている。
 - ⑤ プロセス管理と必要に応じた契約変更
(JICAが、相手国、受注者との間に立ってプロセス全体を管理)
 - ⑥ 精算に基づく支払い金額の確定
 - ⑦ 2つの調達方式(業務実施契約、業務実施契約(単独型))



- JICAのコンサルタント等調達制度の歴史は長く、制度として一定の実績と合理性を有する。
- 一方、ODAを取り巻く環境が変化しており、制度を適切に運用していくためには、不断の見直しが必要とされる。(特に技術協力プロジェクトへのQCBS導入拡大の要請等)

ご質問への回答（追加資料）

2022年2月18日
JICA 調達・派遣業務部

第2回委員会にて委員よりご指摘のあった点について、以下の通り追加で説明します。

1. 変更契約の基準について

(1) JICAにおける変更契約の基準としては、独立行政法人国際協力機構[契約事務取扱細則](#)第25条（契約の変更）に以下の通り定められています。

（契約の変更）

第25条 契約担当役は、以下の各号の要件を満たす限り、必要に応じ、契約の内容、契約金額及び履行期限等を変更（以下「契約変更」という。）することができる。

- (1) 契約の同一性が確保されること。
- (2) 当初の契約相手方の選定過程における公正性が損なわれないこと。

2 契約変更は、書面によりこれを行わなければならない。

(2) これに基づき、上記(1)の要件を満たす場合には、変更契約の契約金額の増額幅に応じて、段階的¹に機構内で定められた変更決裁の手続きを経て、変更契約を行っています。

2. 個別審議案件 No.1 の増減内訳について

個別審議においてご質問がありました、地球環境部案件の変更契約における増減内訳は以下の通りです。

¹ 契約金額の増額幅が①100万円以下、②100万円超から500万円以下、③500万円超の三段階（但し調達・派遣業務部が契約を行う場合、契約金額の増額幅がそれぞれ①500万円以下、②500万円超から5,000万円以下、③5,000万円超へ引上げ）で設定し、増額幅が多いほど上位の決裁権者の承認が必要。加えて、契約締結を行うのが本部以外の部門の場合で、増減額が1億円を超える場合には、調達・派遣業務部調達支援課長の承認が必要。

費目	増減	内訳・主な変更理由
旅費（航空賃・その他）	-1,618,000	コロナ禍の渡航削減に伴う減額
一般業務費	+23,331,000	コロナ禍で、本邦から遠隔での支援実施に伴い、現地で作業を行う傭人や車両等のため増額 -現地傭人費 約 11,500 千円 -車両関連費 約 7,500 千円 -消耗品費通信費等約 4,000 千円
報告書作成費	+344,000	作業増に伴う報告書分量増のため増額
機材費	+86,618,000	コロナ禍における対策資機材の供与のため増額
再委託費（現地）	+4,827,000	コロナ禍における水道水の安定供給のための再委託
小計	+171,535,000	※直接経費以外も含む増減総額

（変更契約決裁より抜粋）

別添1

変更予算対比表

調達管理番号： 18a00970010305

契約件名： スーダン国州水公社運営・維持管理能力強化プロジェクト（第3期）

（円）

契約費目（大項目／中項目／小項目）	税区分	変更前契約金額	変更後契約金額	差額 (変更後-変更前)
1 業務原価	課税（8%）対象	1,264,000	1,018,000	-246,000
	課税（10%）対象	58,866,000	118,801,000	59,745,000
	不課税対象	179,153,000	291,239,000	112,086,000
	小計	239,273,000	410,858,000	171,585,000
1 直接経費	課税（8%）対象	246,000	0	-246,000
	課税（10%）対象	3,728,000	5,391,000	1,663,000
	不課税対象	126,985,000	239,070,000	112,085,000
	小計	130,959,000	244,461,000	113,502,000
(1) 旅費（航空賃）	課税（8%）対象	0	0	0
	課税（10%）対象	0	0	0
	不課税対象	16,032,000	14,459,000	-1,573,000
	小計	16,032,000	14,459,000	-1,573,000
(2) 旅費（その他）	課税（8%）対象	0	0	0
	課税（10%）対象	0	0	0
	不課税対象	11,700,000	11,655,000	-45,000
	小計	11,700,000	11,655,000	-45,000
(3) 旅費（航空予約保険料）	課税（8%）対象	0	0	0
	課税（10%）対象	0	0	0
	不課税対象	0	0	0
	小計	0	0	0
(4) 一般業務費	課税（8%）対象	0	0	0
	課税（10%）対象	0	0	0
	不課税対象	52,285,000	75,616,000	23,331,000
	小計	52,285,000	75,616,000	23,331,000
(5) 報告書作成費	課税（8%）対象	246,000	0	-246,000
	課税（10%）対象	218,000	808,000	590,000
	不課税対象	0	0	0
	小計	464,000	808,000	344,000
(6) 機材費	課税（8%）対象	0	0	0
	課税（10%）対象	0	0	0
	不課税対象	38,429,000	125,047,000	86,618,000
	小計	38,429,000	125,047,000	86,618,000
(7) 再委託費（現地再委託費）	課税（8%）対象	0	0	0
	課税（10%）対象	3,510,000	4,583,000	1,073,000
	不課税対象	8,639,000	12,293,000	3,754,000
	小計	12,049,000	16,876,000	4,827,000

3. 草の根技術協力事業における「期分け契約」の経緯について

個別審議案件 No.3 の草の根技術協力の案件の契約に関し、全体で5年間となる案件を3年と2年に分けて契約したことを巡り、委員の方々からご質問等をいただきましたので、次のとおりに補足説明させていただきます。

(1) 草の根技協の「期分け契約」については、2018～2020年度までは、「草の根技術協力事業に係る経理処理ガイドライン」及び採択団体向けの説明会を通じて、「途上国における事業であるため、事業実施中に業務の内容を柔軟に見直す必要性が高いことから」、事業期間が長期の場合には、「期分け契約」（契約期間を分割して契約書を締結する）が推奨されていました。

(2) この背景として、草の根技術協力事業はNGO等財務体制が盤石でない団体と契約し事業を実施する想定であることから、それら団体と長期契約することをリスクと考え、先行して「期分け契約」を導入していたコンサルタント等契約に倣う形で推奨していたものです。

(3) 草の根技協の経費ガイドラインは毎年改定されており、現行の2021年度ガイドラインでは「期分け契約」について推奨しておらず、想定される契約期間を全て包含した一括契約を推奨しています。これは、現在の運用として、四半期毎の報告書にて進捗の確認を行い、業務内容の柔軟な見直し（変更契約）ができる制度となっていることから、期分けを行う必要性がないためです。

以上